# 建設キャリアアップシステム運営協議会 第12回総会 議事次第

日時:2025年3月19日(水)

10:30~12:00

場所:建設業振興基金@501

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
- 3. 議事
  - (1)建設キャリアアップシステム運営協議会規約の一部改正(案)について
  - (2)2024年度事業計画の取組状況について
  - (3)CCUS 登録データの共同利用等について
  - (4)次期システム更新について
  - (5) CCUS の中期的な事業運営のための指針(案)について
  - (6)2025年度の事業計画及び収支計画(案)について
  - (7)国土交通省の取組について
  - (8)厚生労働省の取組について

各団体の取組目標・取組内容

(9)全国建設労働組合総連合の取組について

### 4. 閉 会

参者

-配付資料-第 12 回 建設キャリアアップシステム運営協議会 総会 出席者名簿・座席表 資料 1 建設キャリアアップシステム運営協議会規約 一部改正(案) 資料2 技能者・事業者・就業履歴の登録状況 資料3 2024 年度の事業計画の取組状況 資料4 CCUS 登録データの共同利用等 資料5 【非公表】次期システム更新について(進捗状況報告) 資料6 CCUS の中期的な事業運営のための指針(案) 資料7 2025 年度の事業計画及び収支計画(案) 資料8 国土交通省からの情報提供 厚生労働省からの情報提供 資料9 資料10 全国建設労働組合総連合からの情報提供



### 第12回建設キャリアアップシステム運営協議会 総会 出席者名簿

〇 平 田 研 国土交通省 不動産・建設経済局長

(〇は会長)

堤 洋介 国土交通省 大臣官房審議官

蒔 苗 浩 司 国土交通省 大臣官房審議官

藤 川 眞 行 厚生労働省 高齢・障害者雇用開発審議官

渡 邊 哲 至 国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課長

宮 沢 正 知 国土交通省 大臣官房参事官(建設人材・資材)

栗 山 達 国土交通省 大臣官房参事官(建設人材・資材)付

建設キャリアアップシステム推進官

井 上 和 幸 (一社)日本建設業連合会 建設キャリアアップシステム推進本部 本部長

山 本 徳 治 (一社)日本建設業連合会 事務総長

山 崎 篤 男 (一社)全国建設業協会 専務理事

川村 正義 (一社)全国中小建設業協会 専務理事【代理出席】

柳澤 庄一 (一社)建設産業専門団体連合会 専務理事【代理出席】

飯野 雄一郎 (一社)日本空調衛生工事業協会 経営活性化委員会委員【代理出席】

今 泉 満 (一社)日本電設工業協会 建設キャリアアップシステム専門委員会 主査

青木 富三雄 (一社)住宅生産団体連合会 環境部長兼建設安全部長

小 倉 範 之 全国建設労働組合総連合 書記長

谷 脇 暁 (一財)建設業振興基金 理事長



長谷川 周夫 (一財) 建設業振興基金 専務理事

建設キャリアアップシステム事業本部長

小 口 浩 (一財)建設業振興基金 理事

建設キャリアアップシステム事業本部 技術統括役

安邊 英明 (一財)建設業振興基金 理事

### 【オブザーバー】

樽 井 弘 樹 東日本建設業保証(株)経営企画部 課長【代理出席】

神田 達朗 西日本建設業保証(株)取締役 東京支店長【代理出席】

飛 田 浩 北海道建設業信用保証(株)取締役 東京支店長

下 岡 壽 (一社)全国建設産業団体連合会 専務理事【代理出席】

志 賀 紹 子 (独) 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部 建設業事業本部長 【代理出席】

### 建設キャリアアップシステム運営協議会規約

平成 29 年 6 月 30 日制定 令和 2 年 12 月 25 日一部改正 令和 7 年 3 月 日一部改正

(名称)

第1条 本協議会は、「建設キャリアアップシステム運営協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、建設キャリアアップシステム(以下「本システム」という。)の行政、建設産業関係団体等が一体となった円滑かつ適正な運営と、本システムの利用・活用及び普及の促進を図ることを目的とする。

### (活動内容)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。
- (1) 一般財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)が行う本システムの運営に係る基本的な方針に関する調整及び関係者間の合意形成に関すること
- (2) 本システムの利用・活用及び普及の促進に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な活動

### (会員団体)

第4条 協議会の会員団体は、第2条の趣旨に賛同する建設産業関係団体で、 別紙に掲げるものとする。

(活動への協力)

第5条 会員団体は、協議会が行う第3条各号に掲げる活動に協力しなければ ならない。

#### (会長)

- 第6条 協議会に、会長を置く。
- 2 会長は、国土交通省不動産・建設経済局長の職にある者とする。

#### (会長の職務)

- 第7条 会長は、協議会を総括し、協議会を代表する。
- 2 会長は、協議会の業務を執行する。この場合において、会長は、会員団体

の協力を求めることができる。

### (特別委員)

- 第8条 協議会に、特別委員を置く。
- 2 特別委員は、次に掲げる者とする。
- (1) 厚生労働省高齢・障害者雇用開発審議官の職にある者
- (2) 振興基金専務理事の職にある者
- 3 前項第1号の特別委員は、労働政策の観点から技能労働者の処遇の改善等 について、協議会の業務に協力する。
- 4 前項第2号の特別委員は、本システムの運営を行う観点から、協議会の業 務に協力する。

### (オブザーバー)

- 第9条 協議会に、オブザーバーを置くことができる。
- 2 オブザーバーは、本システムの利用・活用及び普及の促進に密接かつ重要 な関係を有する機関として会長が参加を要請し、総会の同意を得たものとす る。

### (報酬)

第10条 会長、特別委員、委員及びオブザーバーは、無報酬とする。

### (総会)

- 第11条 協議会に 総会を置く。
- 2 総会は、会長、特別委員及び次項に規定する委員をもって組織する。
- 3 委員は、各会員団体がそれぞれ推薦し、会長が任命する者とする。
- 4 総会には第2項の者のほか、各オブザーバーがそれぞれ推薦し、会長が任命する者が出席することができる。

### (議決事項)

- 第12条 総会は、次に掲げる事項を議決するものとする。
- (1) 本システムの運営に係る基本方針の策定
- (2) 本システムの運営に係る毎年度の事業計画及び収支計画の方針の策定
- (3) 本システムの利用・活用及び普及の促進に関する方針の策定
- (4) 本システムの事業継続に係る課題が発生した場合の対応方針
- (5) 前各号に掲げるものの他、本システムの円滑かつ適正な運営を図るため に必要な重要事項に関すること
- 2 総会は、前項各号の議決を行おうとするときは、振興基金からの報告を求め、その意見を聴くものとする。

### (報告事項等)

- 第13条 総会は、次に掲げる事項について振興基金及び関係者から報告を求めることができる。
- (1) 本システムの毎年度の事業及び決算の状況
- (2) 本システムの利用・活用及び普及に関する状況
- (3) その他本システムの円滑かつ適正な運営のため必要と認められる事項
- 2 総会は、前項により報告を受けた場合、必要に応じ、振興基金及び関係者 への意見を取りまとめることができる。

### (基本方針等の振興基金への提示等)

- 第14条 総会が第12条第1項各号に係る議決を行ったときは、会長は議決 された内容を振興基金に提示するものとする。
- 2 総会が前条第2項にかかる意見を取りまとめたときは、会長は振興基金ま たは関係者へ意見を送付するものとする。

### (開催)

- 第15条 総会は 定時総会と臨時総会とする。
- 2 定時総会は年1回開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に、開催することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員の過半数の要請があった場合は、これを開催しなければならない。

#### (招集)

- 第16条 総会は 会長が招集する。
- 2 会長は、総会を招集するときは、あらかじめ、委員に対し、会議の目的たる事項並びに日時及び場所を示して、通知しなければならない。

#### (議長)

第17条 総会の議長は、第6条第2項に規定する者とする。

#### (定足数)

第18条 総会は、委員総数の過半数が出席しなければ、開催することはできない。

#### (議決)

第19条 総会の議決事項は この規約に別に定めるもののほか、出席委員又

はその代理人の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面その他による表決等)

第20条 委員は、やむを得ない理由のため総会に出席できないときは、第1 6条第2項の規定より通知された事項について、書面又は電子的な方法をもって表決し、又は委員の代理の者に表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用においては、出席したものとみなす。

### (会議の非公開)

第21条 総会は、非公開とする。ただし、会長が認めた場合は公開できるものとする。

### (議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成するものとする。

### (運営委員会)

- 第23条 総会の下に 運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、次に掲げる者(以下「運営委員会委員」という。)をもって組織する。
- (1) 国土交通省<del>不動産・建設経済局建設市場整備課長</del>大臣官房参事官(建設 人材・資材)の職にある者
- (2) 厚生労働省職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室長の職にある者
- (3) 振興基金理事長が指名する職員
- (4) 各会員団体がそれぞれ推薦する実務者で、会長が任命する者
- 3 運営委員会には運営委員会委員のほか、各オブザーバーがそれぞれ推薦 し、会長が任命する者が出席することができる。

### (協議事項)

- 第24条 運営委員会は 次に掲げる事項を協議する。
- (1) 第12条第1項各号及び第13条第1項各号に規定する事項
- (2) その他本システムの円滑かつ適正な運営のために必要と認める事項
- 2 運営委員会は、前項の協議を行おうとするとき、振興基金及び関係者への報告を求め、または意見の聴取を行うことができる。

### (運営委員会委員長)

- 第25条 運営委員会に、運営委員会委員長を置く。
- 2 委員長は、第23条第2項第1号に規定する者とする。
- 3 委員長は、運営委員会の会務を掌理し、会議を主宰する。

### (開催等)

- 第26条 運営委員会は 委員長が必要と認めるときに開催する。
- 2 前項の規定にかかわらず、運営委員会委員の過半数の要請があった場合は、これを開催しなければならない。
- 3 運営委員会には、専門的知見を有する者に、アドバイザーとしての出席を 随時求めることができる。

### (分科会)

- 第27条 運営委員会の下に、必要に応じて、特定の事項に係る調査、検討を 行うため、分科会を設置することができる。
- 2 分科会の構成及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。
- 3 分科会には、専門的知見を有する者に、アドバイザーとしての出席を随時 求めることができる。

#### (報酬)

第28条 運営委員会及び分科会の委員は、無報酬とする。

### (会議の非公開)

第29条 運営委員会及び分科会は、非公開とする。

### (費用の支弁)

第30条 協議会の経費については、本システムの運営経費の一部として支弁 する。

#### (規約の変更)

第31条 この規約は、総会において委員総数の過半数の議決を経なければ変 更することができない。

### (解散)

第32条 協議会は、本システムの運営が終了し第2条の目的が達しえなくなった場合その他総会において委員総数の4分の3以上の議決があった場合に解散する。

### (事務局等)

第33条 協議会の事務局は、国土交通省不動産・建設経済局及び振興基金に 置く。

### (雑則)

第34条 本規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

### 附則

- この規約は平成29年6月30日から施行する。
- この規約は令和2年12月25日から施行する。
- この規約は令和7年3月 日から施行する。

### 別紙

- 一般社団法人 日本建設業連合会
- 一般社団法人 全国建設業協会
- 一般社団法人 全国中小建設業協会
- 一般社団法人 建設産業専門団体連合会
- 一般社団法人 日本空調衛生工事業協会
- 一般社団法人 日本電設工業協会
- 一般社団法人 住宅生産団体連合会

全国建設労働組合総連合



# 技能者・事業者・就業履歴の登録状況



### 技能者登録数

【2023年度】 目標値:年度20万人、1.67万人/月 【2024年度】

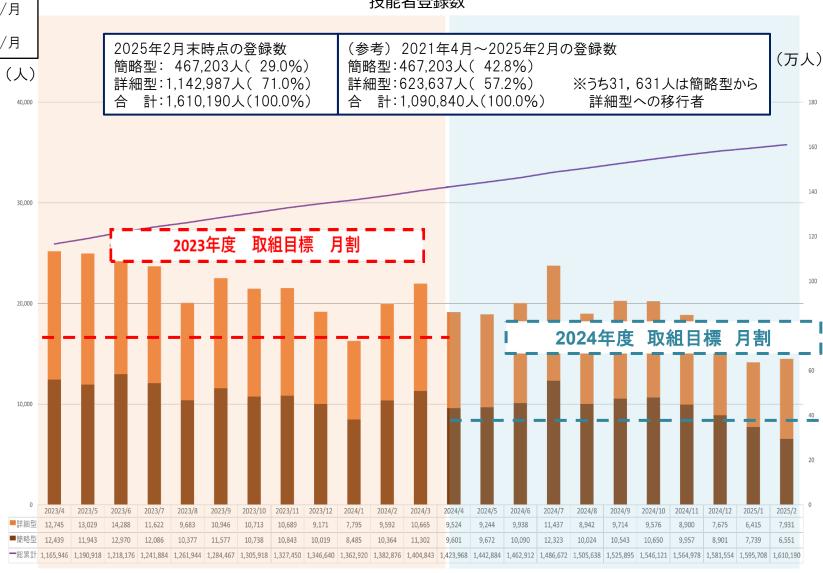
目標値:年度 10万人、0.83万人/月

### 【実績】

2023年 4月 単月25,184人 2023年 5月 単月24,972人 2023年 6月 単月27,258人 2023年 7月 単月23,708人 2023年 8月 単月20,060人 2023年 9月 単月22,523人 2023年10月 単月21,451人 2023年11月 単月21,532人 2023年12月 単月19,190人 2024年 1月 単月16,280人 2024年 2月 単月19,956人 2024年 3月 単月21,967人 2024年 4月 単月19,125人 2024年 5月 単月18,916人 2024年 6月 単月20,028人 2024年 7月 単月23,760人 2024年 8月 単月18,966人 2024年 9月 単月20,257人 2024年10月 単月20,226人 2024年11月 単月18,857人 2024年12月 単月16,576人 2025年 1月 単月14,154人 2025年 2月 単月14,482人

> 2018年度計 17,706人 2019年度計 202,994人 2020年度計 298.650人 2021年度計 339,418人 2022年度計 281,994人 2023年度計 264,081人 2024年度計 205,347人 総累計 1,610,190人

### 技能者登録数





### 事業者登録数(一人親方除く)

【2023年度】

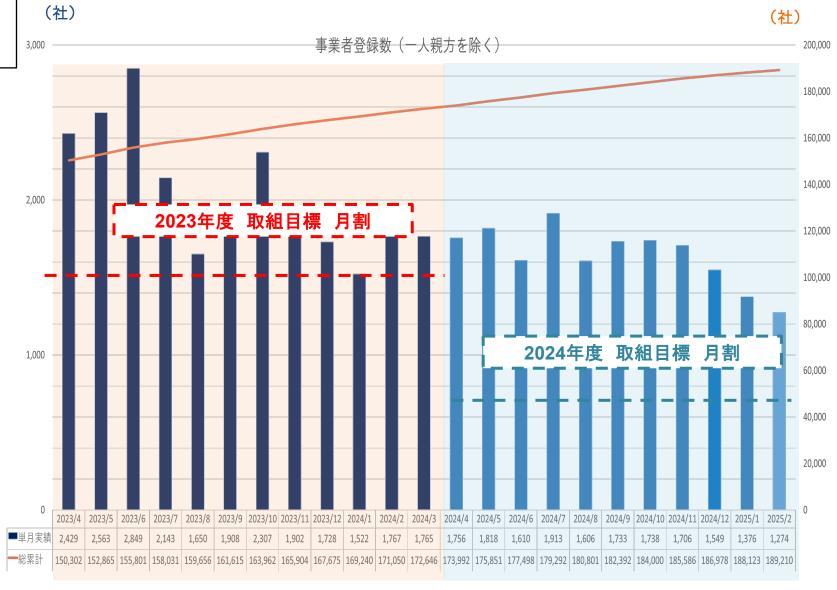
目標値:年度2万社、1,667社/月 【2024年度】

目標値:年度 1万社、833社/月

### 【実績】

2023年 4月 単月2,429社 2023年 5月 単月2,563社 2023年 6月 単月2.849社 2023年 7月 単月2.143社 2023年 8月 単月1,650社 2023年 9月 単月1,908社 2023年10月 単月2,307社 2023年11月 単月1,902社 2023年12月 単月1,728社 単月1,522社 2024年 1月 2024年 2月 単月1,767社 2024年 3月 単月1,765社 2024年 4月 単月1.756計 2024年 5月 単月1,818社 2024年 6月 単月1,610社 2024年 7月 単月1.913計 2024年 8月 単月1,606社 2024年 9月 単月1,733社 2024年10月 単月1,738社 2024年11月 単月1,706社 2024年12月 単月1,549社 2025年 1月 単月1,376社 2025年 2月 単月1,274社

2018年度計 7.863社 27,976社 2019年度計 2020年度計 40,322社 2021年度計 40,310社 2022年度計 31,151社 2023年度計 24,533社 2024年度計 18,079社 ※総累計 189,210社



※登録後に事業者区分を変更した数を考慮しているため、年度計を合計した数とは異なる。



### 事業者登録数(一人親方)

【実績】 2023年 4月 単月1,822者 2023年 5月 単月1,890者 2023年 6月 単月1,908者 2023年 7月 単月1.501者 2023年 8月 単月1,074者 2023年 9月 単月1,364者 2023年10月 単月1.402者 2023年11月 単月1,203者 2023年12月 単月1,093者 単月1.056者 2024年 1月 2024年 2月 単月1,134者 2024年 3月 単月1,379者 2024年 4月 単月1.860者 2024年 5月 単月1,602者 2024年 6月 単月1.473者 2024年 7月 単月1.772者 2024年 8月 単月1,170者 2024年 9月 単月1,286者

2024年10月

2024年11月

2024年12月

2025年 1月

2025年 2月

2018年度計 738者 5,906者 2019年度計 2020年度計 18,296者 2021年度計 25,787者 2022年度計 19,188者 2023年度計 16,826者 2024年度計 14,498者 ※総累計 101,239者

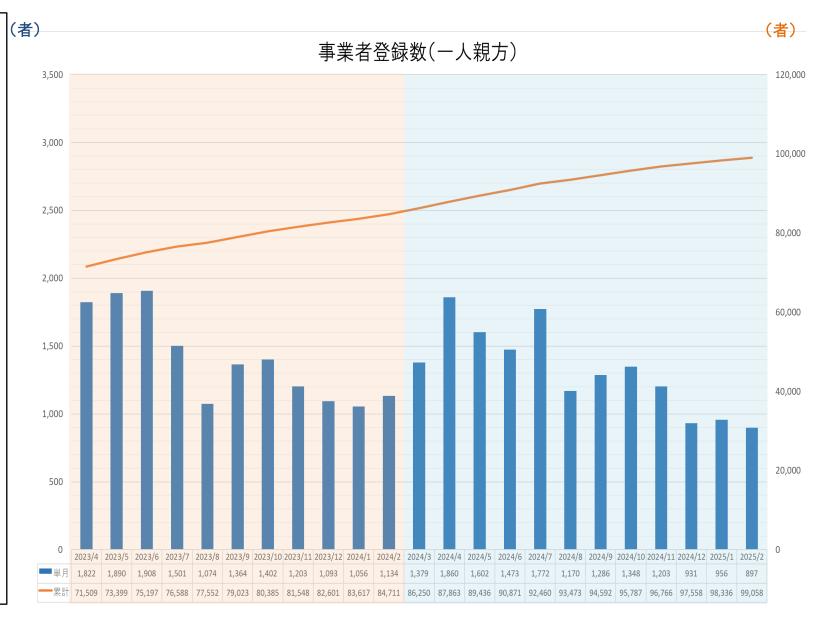
単月1.348者

単月1,203者

単月 897者

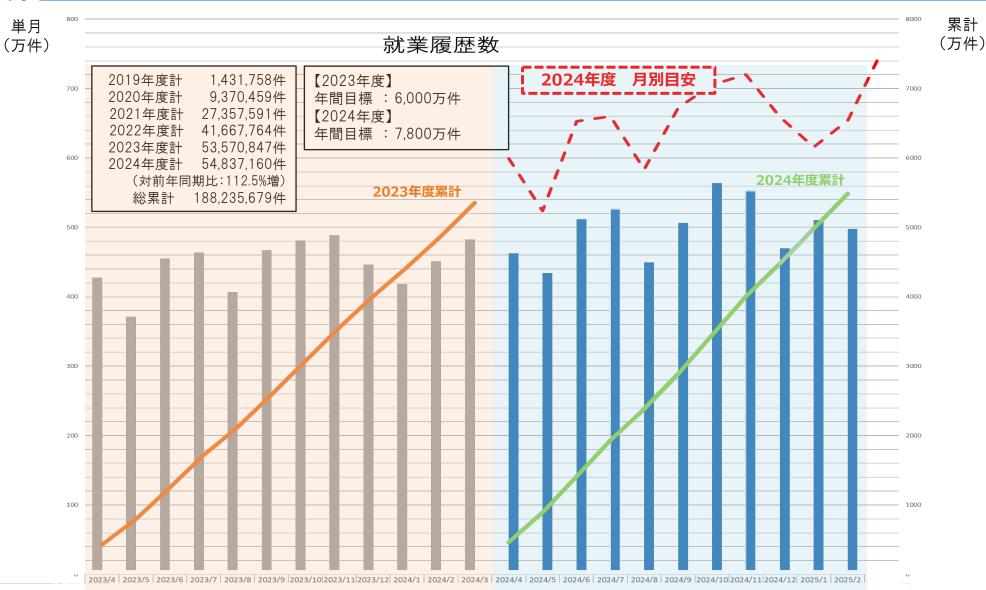
単月 単月 956者

931者





### 就業履歴数



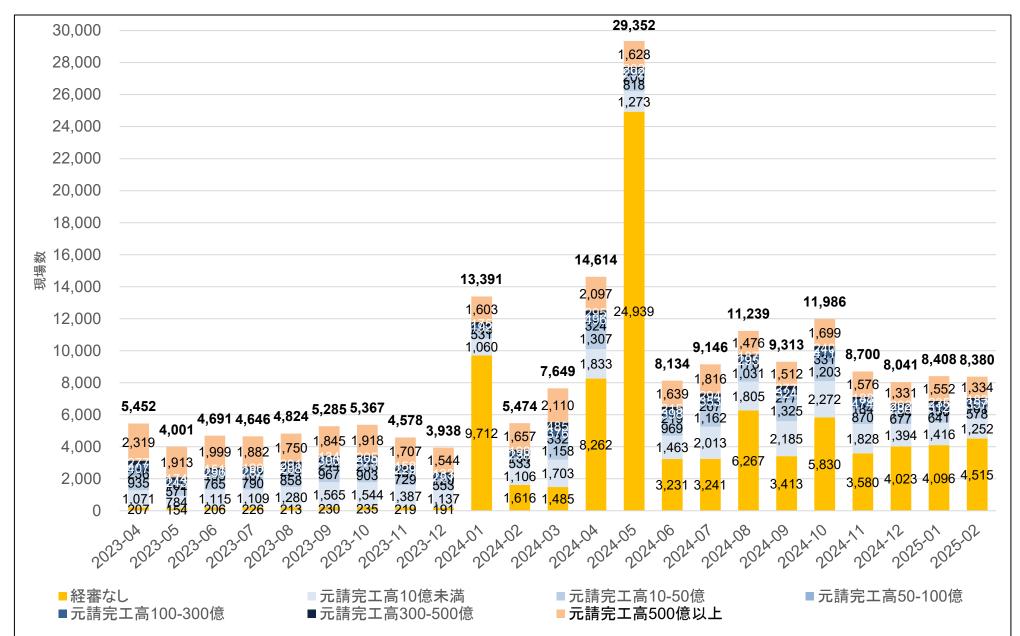


### 新規登録現場数





### 元請事業者の元請完工高規模別の新規登録現場数





## 都道府県別の技能者・事業者登録、就業履歴数(2025年2月末)

CCUS:技能者(現住所)

No 都道府県 累計 全国計 1,610,190 北海道 83,738 青森県 21,121 岩手県 20,096 宮城県 45,727 4 秋田県 11,284 山形県 12,155 福島県 38,400 茨城県 33,331 栃木県 20,912 群馬県 20,882 10 埼玉県 108,000 11 12 千葉県 89,403 東京都 152,854 13 神奈川県 115,236 15 新潟県 25,673 富山県 13,538 17 石川県 15,709 福井県 18 11,169 19 山梨県 9,397 長野県 21,372 岐阜県 27,534 静岡県 39,726 23 愛知県 100,739 24 三重県 22,593

CCUS:登録事業者(法人·個人区分、所在地)

	都道府県		個人区分、別2 <b>録事業者</b>		登録業者	全許可業者	登録率
	ur~_//J/K		うち法人・		うち法人・		<u> </u>
			個人事業主		個人事業主		
		В	B'	С	C'	D	B'/D
全国	計	288,268	189,210	150,057	146,822	479,012	39.5%
1	北海道	11,625	8,705	6,648	6,608	19,463	44.7%
2	青森県	2,049	1,651	1,474	1,455	5,371	30.7%
3	岩手県	2,013	1,501	1,300	1,284	4,144	36.2%
4	宮城県	5,917	4,465	3,598	3,563	8,468	5 <mark>2.7%</mark>
5	秋田県	1,357	1,131	997	984	3,705	30.5%
6	山形県	1,581	1,185	1,012	997	4,496	26.4%
7	福島県	4,099	3,432	2,893	2,875	8,652	3 <mark>9.7%</mark>
8	茨城県	5,650	4,009	3,244	3,179	11,692	34.3%
9	栃木県	3,979	2,721	2,107	2,081	7,277	37.4%
10	群馬県	3,909	2,684	2,092	2,060	7,356	36.5%
11	埼玉県	19,055	11,387	8,272	8,133	24,314	4 <mark>6.8</mark> %
12	千葉県	13,665	8,902	6,666	6,568	18,886	47.1%
13	東京都	32,679	20,423	15,341	15,196	44,073	4 <mark>6.3</mark> %
14	神奈川県	21,618	13,308	10,131	9,983	29,024	4 <mark>5.9</mark> %
15	新潟県	3,127	2,541	2,162	2,141	9,380	27.1%
16	富山県	2,157	1,620	1,385	1,353	4,978	32.5%
17	石川県	3,015	1,863	1,546	1,485	5,409	34.4%
18	福井県	1,783	1,332	1,107	1,097	3,923	34.0%
19	山梨県	1,581	1,137	957	934	3,539	32.1%
20	長野県	3,641	2,576	2,166	2,134	7,582	34.0%
21	岐阜県	5,052	3,325	2,601	2,527	8,911	3 <mark>7.3%</mark>
22	静岡県	7,953	5,132	3,947	3,843	13,653	37.6%
23	愛知県	20,899	12,605	9,635	9,357	27,719	4 <mark>5.</mark> 5%
24	三重県	4,628	3,022	2,391	2,328	7,388	4 <mark>0.9%</mark>

就業履歴(現場所在地)

以耒復歴(現場所任地) 									
No	都道府県	当月連携							
		F							
全国	 ]計	4,976,707							
1	北海道	260,112							
2		33,864							
3	岩手県	48,145							
4	宮城県	121,951							
5	秋田県	20,200							
6	山形県	12,613							
7	福島県	138,818							
8	茨城県	105,758							
9	栃木県	65,313							
10	群馬県	54,810							
11	埼玉県	175,768							
12	千葉県	251,851							
13	東京都	1,144,138							
14	神奈川県	315,645							
15	新潟県	43,131							
16	富山県	26,458							
17	石川県	28,794							
18	福井県	21,242							
19	山梨県	29,801							
20	長野県	73,156							
21	岐阜県	74,396							
22	静岡県	105,620							
23	愛知県	287,475							
24	三重県	49,989							



# 都道府県別の技能者・事業者登録、就業履歴数(2025年2月末)

CCUS:技能者(現住所)

CCUS:登録事業者(法人·個人区分、所在地)

		くろいエノハノ
No	都道府県	累計
		Α
全国	計	1,610,190
25	滋賀県	10,906
26	京都府	23,895
27	大阪府	116,683
28	兵庫県	50,817
29	奈良県	9,426
30	和歌山県	6,588
31	鳥取県	6,563
32	島根県	9,331
33	岡山県	23,309
34	広島県	41,999
35	山口県	17,933
36	徳島県	9,127
37	香川県	14,382
38	愛媛県	15,080
39	高知県	7,569
40	福岡県	67,692
41	佐賀県	11,158
42	長崎県	14,221
43	熊本県	20,534
44	大分県	11,464
45	宮崎県	14,426
46	鹿児島県	21,656
47	沖縄県	24,842

No	都道府県	CCUS登	録事業者	"許可有	登録業者	全許可業者	登録率
			うち法人・		うち法人・		
			個人事業主		個人事業主		
		В	B'	С	C'	D	B'/D
全国	計	288,268	189,210	150,057	146,822	479,012	39.5%
25	滋賀県	2,186	1,392	1,221	1,172	5,588	2 <mark>4.9%</mark>
26	京都府	5,518	3,381	3,016	2,852	11,521	2 <mark>9.3%</mark>
27	大阪府	25,337	14,856	12,482	11,941	41,001	3 <mark>6.2</mark> %
28	兵庫県	10,913	6,678	5,636	5,353	19,801	3 <mark>3.7%</mark>
29	奈良県	1,716	1,113	954	904	4,864	2 <mark>2.9%</mark>
30	和歌山県	1,204	875	775	754	4,562	1 <mark>9.2%</mark>
31	鳥取県	949	734	638	631	2,118	3 <mark>4.7%</mark>
32	島根県	1,082	848	753	741	2,670	3 <mark>1.8%</mark>
33	岡山県	4,569	3,114	2,415	2,388	7,259	4 <mark>2</mark> .9%
34	広島県	8,947	5,544	4,528	4,398	11,964	4 <mark>6.3</mark> %
35	山口県	3,435	2,400	1,909	1,864	5,783	4 <mark>1.5%</mark>
36	徳島県	1,592	1,079	914	895	3,060	3 <mark>5.3%</mark>
37	香川県	2,315	1,601	1,366	1,309	4,057	3 <mark>9.5%</mark>
38	愛媛県	2,646	1,882	1,538	1,522	5,686	3 <mark>3.1%</mark>
39	高知県	1,150	762	680	667	2,975	2 <mark>5.6%</mark>
40	福岡県	13,526	8,800	6,700	6,532	21,631	40.7%
41	佐賀県	1,541	1,099	944	922	3,156	3 <mark>4.8%</mark>
42	長崎県	2,736	1,959	1,573	1,552	5,023	3 <mark>9.0%</mark>
43	熊本県	3,220	2,382	1,957	1,936	6,945	3 <mark>4.3</mark> %
44	大分県	1,671	1,346	1,120	1,114	4,583	2 <mark>9.4%</mark>
45	宮崎県	2,057	1,651	1,398	1,385	4,299	3 <mark>8.4%</mark>
46	鹿児島県	2,994	2,202	1,861	1,833	5,680	3 <mark>8.8%</mark>
47	沖縄県	3,932	2,855	2,007	1,992	5,383	5 <mark>3.0%</mark>

计类层体 (担信的女性)

就業履歴(現場所在地)								
No	都道府県	当月連携						
		Е						
全国	]計	4,976,707						
25	滋賀県	63,883						
26	京都府	78,543						
27	大阪府	331,310						
28	兵庫県	135,515						
29	奈良県	23,800						
30	和歌山県	20,371						
31	鳥取県	16,335						
32	島根県	33,804						
33	岡山県	48,571						
34	広島県	111,131						
35	山口県	43,027						
36	徳島県	21,907						
37	香川県	29,308						
38	愛媛県	26,393						
39	高知県	11,195						
40	福岡県	132,363						
41	佐賀県	25,877						
42	長崎県	19,263						
43	熊本県	85,342						
44	大分県	20,437						
45	宮崎県	44,537						
46	鹿児島県	93,616						
47	沖縄県	71,131						



# 職種別の技能者登録の状況(2025年2月末)

LC03									
2020年国勢調査		CCUS登録技能者							
職業分類(職業小分類)	建設業(a)	CCUS登録技能者 (国勢調査の職業分類) 2025/2末(b)		比率 ))/(a)	CCUSの分類名	CCUS登録技能者 (CCUSの分類) 2025/2末(c)	うち 女性	対前年度末比	
造園師、植木職	16,050	14,029		87.4%	造園工	14,029	(801)	1.21	
とび職	109,330	150,044		137.2%	とびエ	150,044	(847)	1.15	
石工	4,690	5,164		110.1%	石工	5,164	(65)	1.51	
					タイルエ	6,465	(57)	1.13	
ブロック積・タイル張	23,980	14,203		59.2%	ブロックエ	1,742	(14)	1.12	
_					建築ブロックエ	5,996	(102)	1.08	
電工	412,320	138,374		33.6%	電工	138,374	(2162)	1.14	
鉄筋工	28,700	49,614		173%	鉄筋工	49,614	(433)	1.06	
	22,600				橋りょう世話役	2,053	(515)	1.08	
<b>金井 持</b> 添工		27,333	120.9%		橋りょう塗装工	1,526	(38)	1.18	
鉄骨工·橋梁工					橋りょう特殊工	4,285	(12)	1.10	
					鉄骨工	19,469	(1193)	1.32	
塗装工	131,030	37,532		28.6%	塗装工	37,532	(66)	1.19	
溶接工	21,510	18,355		85.3%	溶接工	18,355	(399)	1.14	
建機等操作	70,690	61,853		87.5%	運転手(特殊)	61,853	(477)	1.10	
運搬従事者·運転手	13,420	19,412		144.6%	運転手(一般)	19,412	(703)	1.13	
型枠大工	40,610	70,474			型わくエ	70,474	(395)	1.13	
大工	294,490	23,841		8.1%	大工	23,841	(555)	1.17	
左官	59,750	26,302		44.0%	左官	26,302	(475)	1.13	
					ダクトエ	15,194	(289)	1.10	
配管工	202,640	126,155		62.3%	設備機械工	24,912	(248)	1.15	
					配管工	86,049	(578)	1.16	
板金工	42,330	22,483		53.1%	板金工	22,483	(237)	1.13	
屋根ふき工	16,670	2,708		16.2%	屋根ふき工	2,708	(396)	1.19	



# 職種別の技能者登録の状況(2025年2月末)

※国勢調査とCCUSの技能者分類の定義が異なることに注意

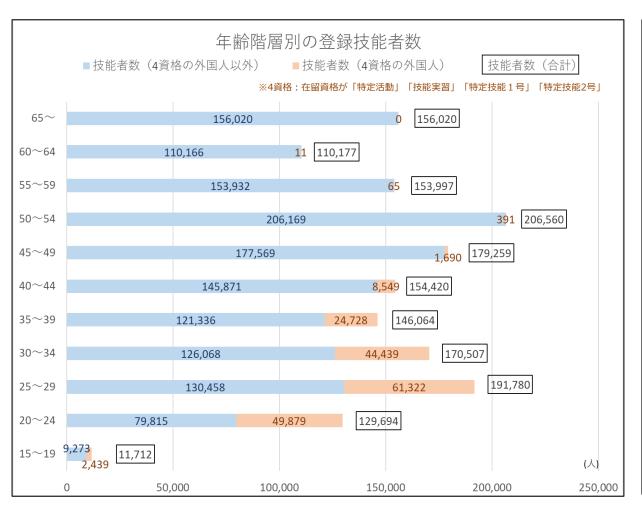
2020年国勢調査		CCUS登録技能者						
職業分類 (職業小分類)	建設業(a)	CCUS登録技能者 (国勢調査の職業分類) 2025/2末(b)	比: (b)/		CCUSの分類名	CCUS登録技能者 (CCUSの分類) 2025/2末(c)	うち 女性	対前年度末比
の他技能者	1,016,730	572,975		56.4%	5			
					特殊作業員	82,615	(1014)	1.1
					普通作業員	205,074	(4426)	1.2
					軽作業員	6,545	(846)	1.2
					法面工	8,153	(57)	1.
					潜かん工	430	(0)	1.
					潜かん世話役	62	(0)	1.
					さく岩工	97	(2)	1.
					トンネル特殊工	3,308	(6)	1.
					トンネル作業員	5,115	(8)	1.
					トンネル世話役	786	(27)	1.
					土木一般世話役	29,124	(3)	1.
					潜水士	2,286	(1)	1.
					潜水連絡員	150	(9)	1.
					潜水送気員	450	(0)	1.
					山林砂防工	45	(10)	1.
					軌道工	4,167	(377)	1.
					はつり工	7,699	(346)	1.
					防水工	33,068	(372)	1
					サッシエ	5,556	(22)	1
					内装工	73,881	(1656)	1
					ガラスエ	5,965	(73)	1
					建具工	14,046	(124)	1
					保温工	16,511	(207)	1.
					その他(施工)	67,842	(2388)	1.
通誘導員、警備員	3,740	4,017		107.4%	交通誘導警備員A	1,451	(192)	1.
<b>迪</b>	3,740	4,017		107.470	交通誘導警備員B	2,566	(222)	1.
					高級船員	1,625	(8)	1.
					普通船員	2,704	(22)	1.
術者·事務員他		225,322			その他(管理)	195,477	(6939)	1.
					その他(技師)	10,936	(1161)	1.
					その他	14,580	(1067)	1.
計	2,531,280	1,610,190		63.6%	수計	1,610,190	(32642)	1.



## 年齢階層別の技能者登録の状況(2025年2月末)

- 登録技能者約161.0万人のうち、55歳以上が全体の約26%、30~54歳が約53%、 29歳以下が約21%を占める。
- 年齢階層別の登録率は、20歳代、30歳代前半が高い。(この階層は外国人登録者数も多い)

(単位:万人)

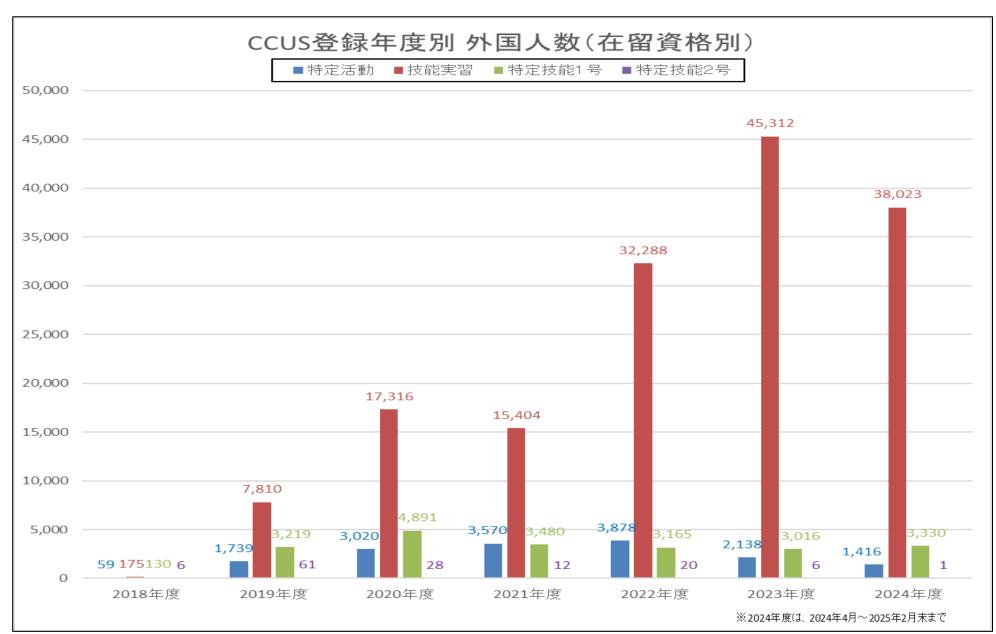


		,	<u> </u>	
	2025.2月末	労働力調査(2023年平均)		
年齢階層	登録技能者(全 体)	建設•採掘従 事者 b	a/b	
65歳以上	15.6	44	35%	
60~64歳	11.0	23	48%	
55~59歳	15.4	28	55%	
50~54歳	20.7	38	54%	
45~49歳	17.9	37	48%	
40~44歳	15.4	27	57%	
35~39歳	14.6	23	64%	
30~34歳	17.1	19	90%	
25~29歳	19.2	21	91%	
20~24歳	13.0	14	93%	
15~19歳	1.2	2	59%	
合計	161.0	276	58%	

<sup>※2023</sup>年度の就業履歴数約5,400万件のうち、 外国人(4資格に限る)の就業履歴数は約400万件



# 外国人登録技能者(4種類の在留資格別)(2025年2月末)





# で レベル別技能者数(2025年2月末)

2025年2月28日現在	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	総計
レベル別技能者数	1,498,330	28,005	26,944	56,911	1,610,190
レベルが政能有数	93.1%	1.7%	1.7%	3.5%	100.0%

分野別/レベル別判定件数 2025年2月28日現在

番号	分野	判定数合計 (延べ)				
		レベル2	レベル3	レベル4	総計	
001	電気工事	1,934	4,574	5,529	12,037	
002	橋梁	114	91	701	906	
003	造園	391	417	943	1,751	
004	コンクリート圧送	481	500	696	1,677	
005	防水	825	1,200	1,370	3,395	
006	トンネル	206	103	523	832	
007	建設塗装	949	837	2,041	3,827	
008	左官	493	507	1,502	2,502	
009	機械土工	3,309	1,058	7,720	12,087	
010	海上起重	335	96	818	1,249	
011	プレストレスト・コンクリート工事	271	325	893	1,489	
012	鉄筋	2,332	2,111	3,676	8,119	
013	圧接	121	265	396	782	
014	型枠	1,386	573	3,445	5,404	
015	配管	1,556	1,038	3,521	6,115	
016	鳶・土工	1,633	3,243	5,149	10,025	
017	切断穿孔	26	77	414	517	
018	内装仕上工事	2,165	1,556	3,489	7,210	
019	サッシ・カーテンウォール	667	546	828	2,041	
020	エクステリア	39	64	89	192	
021	建築板金	320	147	768	1,235	

				2025年2	2月28日現在	
		判定数合計				
番号	分野	(延べ)				
		レベル2	レベル3	レベル4	総計	
022	外壁仕上	36	22	166	224	
023	ダクト	318	180	1,022	1,520	
024	保温保冷	149	136	764	1,049	
025	グラウト	280	164	635	1,079	
026	冷凍空調	261	112	574	947	
027	運動施設	61	15	166	242	
028	基礎工	1,134	926	1,366	3,426	
029	タイル張り	52	87	243	382	
030	標識・路面標示	185	207	730	1,122	
031	消火設備	183	329	349	861	
032	建築大工	563	607	727	1,897	
033	硝子工事	156	118	340	614	
034	ALC	220	47	587	854	
035	土工	6,147	5,580	4,684	16,411	
036	ウレタン	20	5	84	109	
037	発破・破砕	155	90	101	346	
038	建築測量技能者	90	71	36	197	
039	解体技能者	264	417	257	938	
040	圧入技能者	191	363	192	746	
042	さく井技能者	26	62	50	138	
043	計装技能者	12	8	6	26	
	승計	30,056	28,874	57,590	116,520	



(建設工事施工統計調査2022)

10%

0%

20%

30%

## 法人・個人、資本金規模別の事業者登録状況(2025年2月末)

40%

● 事業者登録数(-人親方を除く)を資本金階層別にみると、資本金1,000~5,000万円の登録数は約5.8万社となっているが、当該資本金階層の事業者が多いため、登録率でみると相対的に低い状況にある。



60%

70%

80%

90%

100%

50%

事業者数	事業者登録数:A	許可業者数:B	登録率	工事実績有許可業者数:C	登録率
(一人親方を除く)	2025年2月末	2024年3月末	(A/B)	(建設工事施工統計調査2022)	(A/C)
総数	189,210	479,383	39.5%	376,959	50.2%
個人	27,774	67,780	41.0%	53,166	52.2%
法人(総数)	161,436	411,603	39.2%	323,793	49.9%
資本金 500万円未満	59,367	139,718	42.5%	105,375	56.3%
1000万円未満	35,938	93,843	38.3%	66,985	53.7%
5000万円未満	57,890	160,270	36.1%	136,479	42.4%
1億円未満	5,688	12,377	46.0%	10,469	54.3%
10億円未満	1,901	4,197	45.3%	3,505	54.2%
100億円未満	507	901	56.3%	980	66.5%
100億円以上	145	297	48.8%	300	00.570

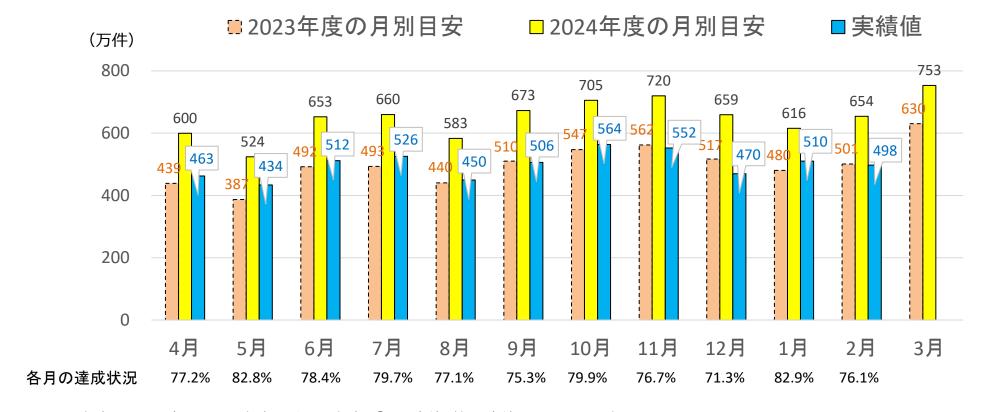
■1億円~10億円未満

■10億円以上



### 就業履歴登録数の達成状況

### 月別目安の達成状況



※ 2024年度の月別目安 : 2022年度及び2023年度の「月別実績/年間実績」をもとにを設定

(※ 2023年度の月別目安 : 2022年度の「月別実績/年間実績」をもとにを設定)

### 【2024年4月~2025年2月の達成状況】

実績5,484万件/目安7,047万件 = 77.8% (前回報告(2024年4月~2025年1月)78.0%)

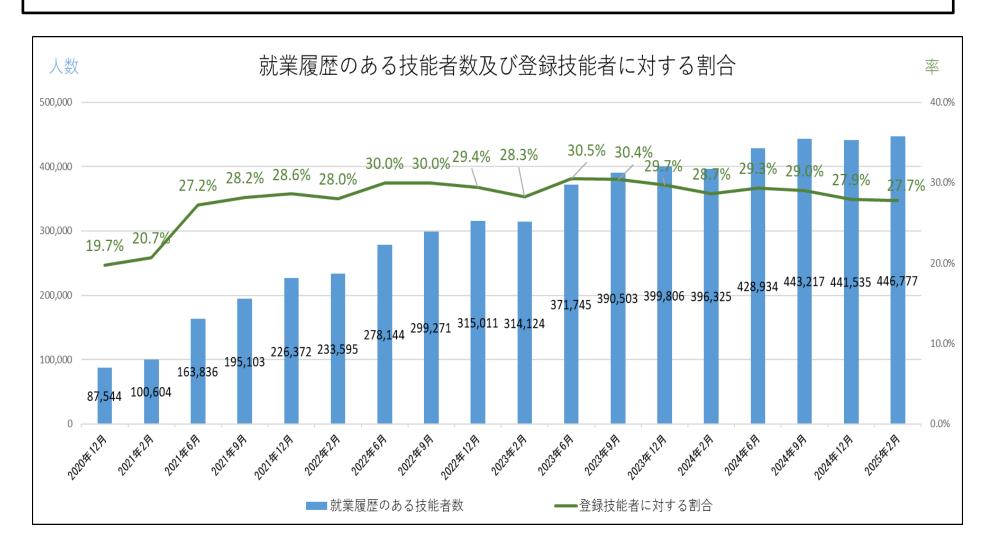


目安に対して実績は78%前後で推移していることから、年度末では約6,068万件となり、約1,732万件不足する見通し





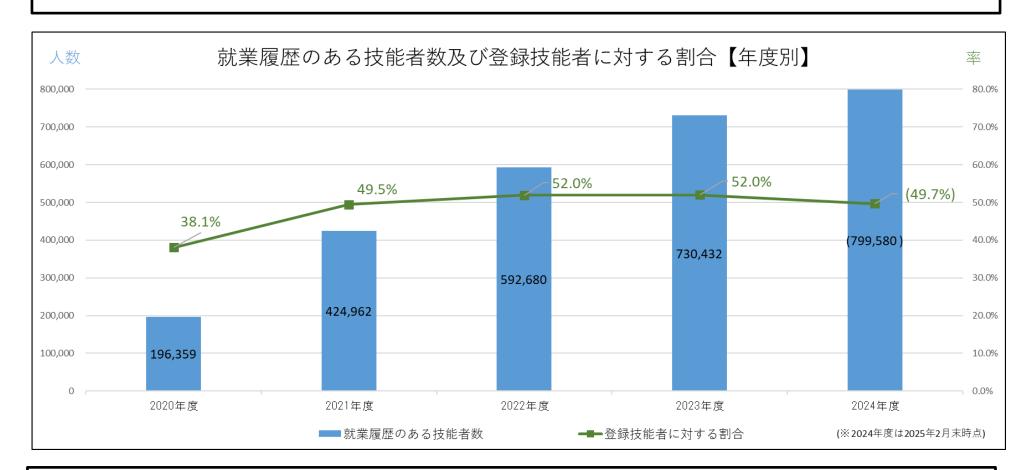
就業履歴のある技能者数は、技能者登録数の増加もあり着実に増加しているが、 登録技能者数に占める割合は、2022年6月に30%となって以降、ほぼ横ばいの状況







• 就業履歴のある技能者数【年度別】は、技能者登録数の増加もあり着実に増加しているが、登録技能者数に占める割合は、2021年度に約50%となって以降、ほぼ横ばいの状況



• なお、CCUS運用開始~2025年2月末までに1回でも就業履歴を蓄積した技能者が登録 技能者数に占める割合は、66.1% (1,065,006人 / 1,610,190人)



# 職種別の技能者の平均就業履歴数(2025年2月本体認識分)

CCUS分類	2月末の登録技能者数	2月に就業履歴のある 技能者数		業履歴のある 者の割合	2月の就業履歴数	2月に就業履歴のある技 能者の平均就業履歴数		
	(a)	(b)	(b)/(a)		(c)	(c)/(b)	)	
計	1,610,121	446,777		28%	4,976,707		11	
01特殊作業員	82,616	27,731		34%	309,029		11	
02普通作業員	205,632	50,461		25%	588,454		12	
03軽作業員	6,222	1,661		27%	19,145		12	
04造園工	13,866	1,568		11%	11,546		7	
05法面工	8,122	1,990		25%	19,632		10	
06とびエ	151,404	48,367		32%	539,126		11	
07石工	3,782	1,210		32%	13,598		11	
08ブロックエ	1,775	381		21%	3,265		9	
09電工	138,837	29,256		21%	297,692		10	
10鉄筋工	52,117	20,926		40%	229,435		11	
11鉄骨工	16,450	5,733		35%	69,592		12	
12塗装工	37,532	8,164		22%	89,007		11	
13溶接工	18,355	6,220		34%	80,218		13	
14運転手(特殊)	61,853	22,834		37%	266,685		12	
15運転手(一般)	19,412	3,005		15%	28,653		10	
16潜かん工	430	223		52%	3,840		17	
17潜かん世話役	62	41		66%	662		16	
18さく岩工	97	26		27%	373		14	
19トンネル特殊工	3,308	2,025		61%	33,926		17	
20トンネル作業員	5,115	2,879		56%	49,414		17	
21トンネル世話役	786	392		50%	6,486		17	
22橋りょう特殊工	4,285	1,823		43%	25,165		14	
23橋りょう塗装工	1,526	430		28%	4,794		11	
24橋りょう世話役	2,053	735		36%	8,941		12	
25土木一般世話役	29,124	7,616		26%	96,788		13	

2月末の登録技能者の平 均就業履歴数							
	(c)/(a)						
	3						
	4						
	3						
	3 3 1 2						
	1						
	4						
	2 2						
	2						
	2						
	4						
	4						
	2						
	4						
	4						
	1						
	9						
	11						
	4						
	10						
	10						
	8						
	6						
	3						
	4						
	3						
1	<u>.</u>						

↑平均「11」



# 世紀 CCUS 職種別の技能者の平均就業履歴数(2025年2月本体認識分)

CCUS分類	2月末の登録技能者数	2月に就業履歴のある 技能者数		業履歴のある 者の割合	2月の就業履歴数	2月に就業履歴のある技能者の平均就業履歴数		
	(a)	(b)	(k	o)/(a)	(c)			
計	1,610,121	446,777		28%	4,976,707		11	
26高級船員	1,625	517		32%	5,339		10	
27普通船員	2,704	870		32%	9,930		11	
28潜水士	2,286	784		34%	7,159		9	
29潜水連絡員	150	51		34%	406		8	
30潜水送気員	450	151		34%	1,607		11	
31山林砂防工	45	4		9%	24		6	
32軌道工	4,167	2,491		60%	39,939		16	
33型わくエ	70,474	27,762		39%	317,174		11	
34大工	23,841	4,439		19%	55,460		12	
35左官	26,302	10,212		39%	113,271		11	
36配管工	86,049	20,797		24%	211,155		10	
37はつり工	7,699	3,435		45%	37,740		11	
38防水工	33,068	8,985		27%	90,197		10	
39板金工	22,483	7,202		32%	72,314		10	
40タイルエ	6,465	1,368		21%	12,607		9	
41サッシエ	5,556	2,113		38%	17,708		8	
42屋根ふきエ	2,708	382		14%	3,057		8	
43内装工	73,881	23,959		32%	302,214		13	
44ガラスエ	5,965	2,218		37%	14,445		7	
45建具工	14,046	4,473		32%	34,468		8	
46ダクトエ	15,194	5,803		38%	61,517		11	
47保温工	16,511	6,177		37%	62,600		10	
48建築ブロックエ	5,996	2,807		47%	38,456		14	
49設備機械工	24,912	4,566		18%	35,026		8	
50交通誘導警備員A	1,451	353		24%	3,753		11	
51交通誘導警備員B	2,566	582		23%	6,497		11	
52その他(施工)	67,842	16,328		24%	146,935		9	
53その他(管理)	195,477	37,681		19%	441,945		12	
54その他(技師)	10,936	2,684		25%	21,909		8	
55その他	14,511	1,886		13%	16,389		9	

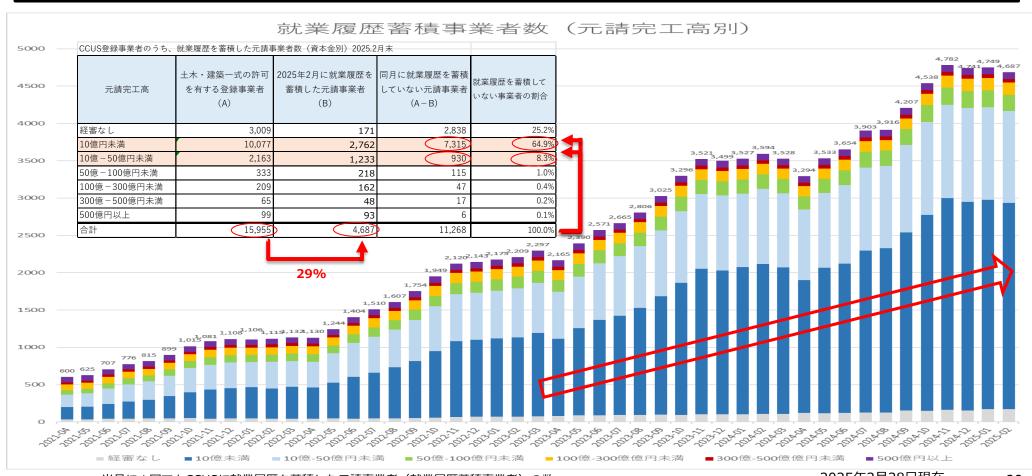
2月末の登録技能者の平 均就業履歴数									
(c)/(a)									
	3								
	3								
	4								
	3								
	4								
	1								
	10								
	5								
	2								
	4								
	2								
	5								
	3								
	3 2								
	3								
	1								
	4								
	2								
	4								
	4								
	6								
	1								
	3								
	3								
	2								
	2								
	2								
	1								

↑平均「11」



## 就業履歴を蓄積した元請事業者数(就業履歴蓄積事業者数)

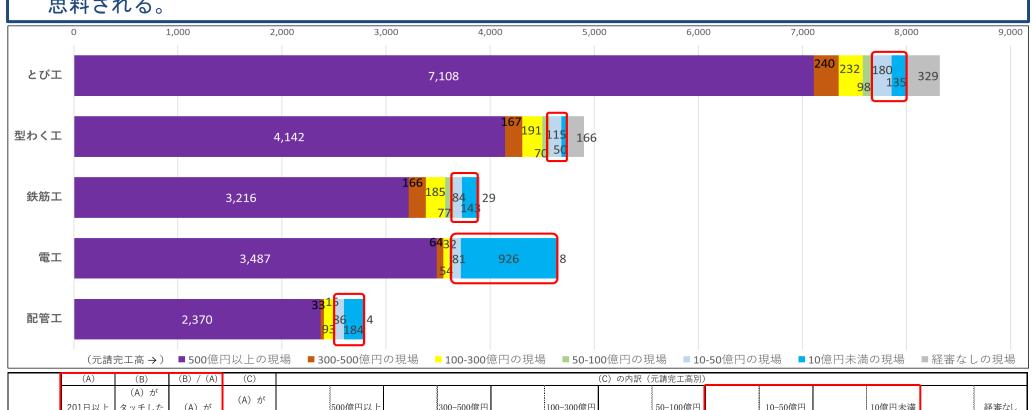
- ・就業履歴を蓄積した元請事業者数をみると、元請完工高10億円未満の伸びが大きい
- ・一方で、CCUSに事業者登録をしている総合工事業者数(土木一式と建築一式の両方の許可を有する登録事業者数で算出)と比較すると、就業履歴を蓄積していない元請事業者のうち、元請完工高10億円未満及び10億円以上~50億円未満の層で相当数占めているなど、この層のさらなる就業履歴蓄積促進に向けた取組が必要



## でき 就業履歴数についての分析 CCUS 2024年1月~12月に20

# 2024年1月~12月に201日以上就業履歴を蓄積した技能者が働いた現場

➤ 2024年に201日以上就業履歴を蓄積した技能者が働いた現場をデータ分析したところ(5 職種)、技能者 は複数現場(職種毎の平均で4.7~9.0現場)で就労していた。また、元請完工高が比較的小さい元請 事業者の現場においても一定数の就業履歴を蓄積していることから、中小元請の役割は大きいものと 思料される。



配管工		完工高 →)	2,370 ■ 500億	円以上の雰		15 36 184 00-500億円	の現場・	<b>-</b> 100-300信	意円の現場	50-10	00億円の現	見場 ■10	)-50億円の	現場 ■1	.0億円未満	の現場	■経審なし	の現場
	(A)	(B)	(B) / (A)	(C)					_		(C) の内訳 (	元請完工高別	)					
職種	201日以上 タッチした 人数	(A) が タッチした 現場数 の合計	(A) が タッチした 平均現場数	現場数	500億円以 上の現場	500億円以上 の現場の 元請事業者 数	300-500億	300-500億円 の現場の 元請事業者 数	100-300億	100-300億円 の現場の 元請事業者 数	50-100億円	50-100億円 の現場の 元請事業者 数	10-50億円 の現場	10-50億円 の現場の 元請事業者 数	10億円未満 の現場	10億円未満 の現場の 元請事業者 数	経審なしの 現場	経審なし の現場の 元請事業者 数
とびエ	9,058	54,806	6.1	8,322	7,108	74	240	29	232	68	98	50	180	107	135	40	329	10
型わくエ	5,315	35,951	6.8	4,901	4,142	64	167	29	191	55	70	41	115	62	50	22	166	9
鉄筋工	3,411	30,581	9.0	3,900	3,216	64	166	27	185	61	77	44	84	62	143	15	29	23
電工	3,381	16,976	5.0	4,652	3,487	71	64	21	54	28	32	17	81	25	926	46	8	7
配管工	2,384	11,110	4.7	2,785	2,370	62	33	13	93	25	15	11	86	19	184	43	4	<b>21</b> <sup>3</sup>



# を 全団体の事業者登録状況

各団体の事業者登録状況

2025.3.7 現在

団体名	事業者	<b>音登録率</b>	調査方法等				
日本建設業連合会	100%	140社/140社	振興基金によるCCUS登録照合(2025年2月末時点)結果				
全国建設業協会	55.6%	10,411社/18,736社	振興基金によるCCUS登録照合(2024年12月末時点)				
全国中小建設業協会	(導入済み)21.0% (導入予定)7.6%	(導入済み)490社/2,330社 (導入予定)178社/2,330社	団体内でのアンケート調査(2023年11月末)結果 その他賛助会員数1,344社(2025年1月末)				
建設産業専門団体連合会	92.3%	792社/858社	令和5年度働き方改革における週休二日制、専門工事業の適正な評価に関する調査結果 (調査期間:2023年10月~12月)				
日本建設躯体工事業団体連合会	86.9%	267社/307社	団体内におけるアンケート調査によって把握(2021年1月時点)				
日本機械土工協会	97.0%	確認済988社/会員1019社	団体内での書面による確認を実施。会員1019社のうち、確認のとれた988社の結果。 入会時にCCUS登録をお願いし、登録の確証を提出してもらっている。(2024年1月末)				
日本型枠工事業協会	95.9% (210社/219社)	_	団体内の「型枠大工雇用実態調査(2024年11月30日時点)」の結果 回答219社における「事業者ID取得済み」回答会社210社				
全国建設室内工事業協会	91.2% (540社/592社)	_	団体内でのアンケート調査(2022年11月)結果(会員930社のうち、回答のあった592社の回答結果)(2023年3月末時点				
全国鉄筋工事業協会	87.0%	1256社/1443社	振興基金によるCCUS登録照合(2023年7月時点)結果				
住宅生産団体連合会	84.7%	_	振興基金によるCCUS登録照合(2024年11月)結果 会員7団体の役員企業平均登録率84%、会員企業20社の平均登録率85%				
日本電設工業協会	80% (161社/201社)	_	団体内でのアンケート調査(2024年8月実施)結果 (会員290社の内、回答のあった201社の回答結果)				
日本空調衛生工事業協会	96.7%	89社/92社	振興基金によるCCUS登録照合(2025年2月末時点)結果				
全国建設労働組合総連合	62.9% (2024年12月末達成率)	13,018人/20,701人	団体内での調査(2024年12月)結果 加盟組合単位で技能者登録数(一部事業者登録数)の第二次目標数を2024~2026年の3 カ年で設定し、その目標数に対する達成率を6月末と12月末に確認。 22				

# 2024年度の事業計画の取組状況



### 説明会等の実施による技能者・事業者登録、現場運用のサポート

- 概要周知(概要説明会・運用説明会)、基本情報登録(事業者登録会・技能者登録会)、現場運用の3ステップで サポート。モデル工事については、発注者への理解も図りながらサポート。
- 地方公共団体や関係団体の状況確認・意見交換などから説明会等の開催を働きかけ。
- 本財団主催の「CCUS運用実践セミナー」を11月から試行中。2025年度は全国的な展開を図っていく。
- CCUSサテライト説明会(Web説明会)については、CPD・CPDS対応とし、2回/月実施。

### 普及促進のステップ

	区 分			主催	者別実施物	状況(2	024年度)			
	<u></u>	建設業協会	その他団体	個 社	地方公共	団体	公共団体事務	务所	建設業振興基金	備考
概周	概要説明会	20団体 34回	8団体 8回	6社 6回	6団体	11回	2事務所	2回	8箇所 11回	概要周知とセットとする等により、現場運用実 践会を実施するケースが増えてきている。
要知	運用説明会	15団体 42回	7団体 7回	3社 3回	4団体	9回	2事務所	2回	8箇所 11回	本財団主催の説明会は、「現場運用実践会」 のニーズの高まりを受け、「CCUS運用実践セ
基本登録	事業者登録会	7団体 17回			2団体	4回	2事務所	3回		ミナー」として、PC操作を中心に試行している もので、講師を認定アドバイザーに委託し、
情 録 報	技能者登録会	6団体 16回								PC・web等の環境を備えた施設で募集開催。
現運場用	PC操作実践・ 工事運用実践	10団体 31回			2団体	4回	2事務所	3回	8箇所 11回	地方公共団体は協会との共催となるケースが多い。
5	実績(回数)	概要説明会		全	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	块台	支能者登録会		現場運用	登録会を単独で実施するケースは少なく、概 要周知とセットで、オプションメニューとして実 施することが多い。
	同時開催を含む	M 文 加 习 五	连/IIDC912	子术:	1 豆外五	12.5	6.日五秋五		実践会	
202	3年度 202	83	60	:	20		18		21	
	4年度 235 <sup>含む3月末)</sup>	72	74	:	24		16		49	

### モデルエ事サポート

区分	国间	直轄		都道府県	指定都市·市区町村	独法·特殊会社	合計	備 考
申込・事前打合せ	四国 東北 月	東ゴ	上陸 九州	山梨 埼玉	名古屋 新潟			国直轄のうち、四国はモデル対象外となり、東北も同様の状態。関東はweb
概要•運用方法説明会	0 0	•	•	0 0	•			公開で見学会実施。
現場サポート・情報交換会		•		 			긷믜	埼玉県は要領改訂後の受注者
モデル工事見学会	,					 	1回	新潟市は受注者2社対応。市職員も 参加。

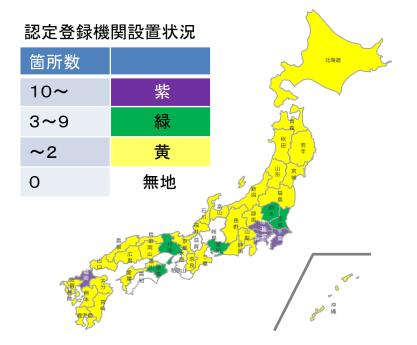


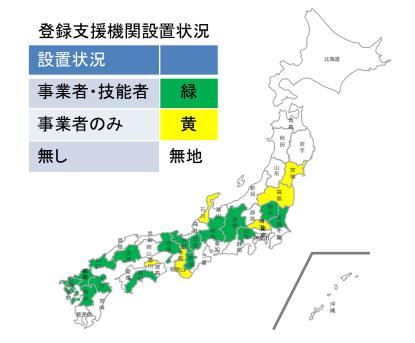
### 認定登録機関・登録支援機関の設置による技能者・事業者登録の促進

- 2025年2月末現在で全国272箇所に認定登録機関、登録支援機関を設置。
- 2024年9月に富山県に認定登録機関が開設されたことにより、認定登録機関・登録支援機関とも空白となっている都道府県は解消。
- 引き続き、認定登録機関の未設置県の解消を目指すとともに、各機関が適正に機能するよう図っていく。 ※認定登録機関未設置は、岐阜、滋賀、和歌山、高知の4県

	箇所数(2024.7)	申請内容	対象者
認定登録機関	237(43都道府県)	事業者、技能者(詳細型)	一般
登録支援機関	35(25府県+10)	同上	設置者の会員、取引先等

- ※ 認定登録機関・登録支援機関とは、インターネット申請が困難な利用者の利便性を確保するため、書面申請による受付・審査・システム登録までの一連の事務を行う窓口。
- ※「+10」の登録支援機関は、大手建設会社9社が、関係企業等の申請に対応するため設置したもの。

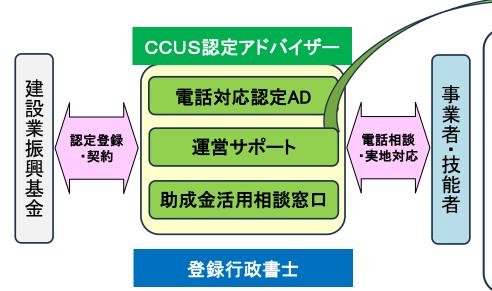






# CCUS認定アドバイザー・登録行政書士の活用による技能者・事業者登録、現場利用の推進

- 「CCUS認定アドバイザー」は、CCUSに関する専門的な知識を有する者として、一般の利用者からの相談・問合せに無償で対応。2025年2月末現在337名が活動。
  - ※行政書士、社会保険労務士、建設業従事者、コンサルタント業従事者などから構成
- このうち、電話やメールでの問合せが可能なCCUS認定アドバイザーを、「電話対応可能なCCUS認定アドバイザー」として掲載(2月末現在電話対応39名・メール対応24名)し、対応を依頼。
- 2024年4月には、CCUS認定アドバイザーの活用として、建設事業者団体が厚労省のCCUSに関する助成金を活用することを図るため、「CCUS助成金活用相談窓口」を開設(2箇所)。
- さらに、概要・運用実践説明会等の講師をCCUS認定アドバイザーに委託し、PC及びweb環境を備えた、資格講座等を展開する機関の施設で「CCUS運用実践セミナー」を開催。当該セミナーについては、2025年度から全国的な展開を図っていく。
- CCUS実務講習を受講した「CCUS登録行政書士」(2月末現在1,131名)をHPで公表し、代行申 請により小規模事業者等の登録をサポート。



CCUS運用実践セミナー





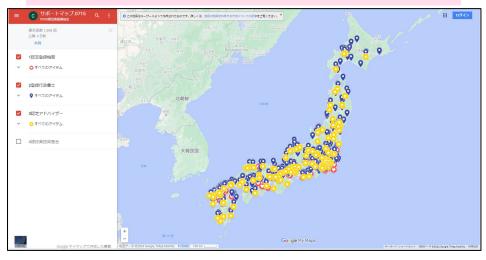


## (参考)サポートマップで認定登録機関・認定アドバイザー・登録行政書士を検索

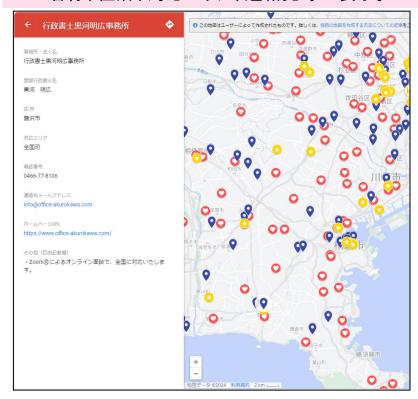
- 技能者・事業者が、認定登録機関、CCUS認定アドバイザー、CCUS登録行政書士のサポートを受けようとする際に、各サポート機関の名称・連絡先等を容易に検索できるよう、「サポートマップ」を整備。
- 「サポートマップ」は、地図上に各サポート機関の名称・連絡先などを表示し、容易に身近なサポート機 関を検索することが可能。
  - ① CCUSのHPトップ画面の一番下にある 「サポートマップ」のバナーをクリック。



② 「サポートマップ」に、認定登録機関、CCUS認定 アドバイザー、CCUS登録行政書士が表示される。



③ サポート機関のアイコンをクリックすると、 名称、住所、対応エリア、連絡先等が表示。



※地図への表記を希望しない方もいるため、全てのサポート機関を 網羅しているものではないことに留意



### 教育訓練施設における就業履歴蓄積の取組

- 教育訓練機関での履歴蓄積の在り方検討のため、富士教育訓練センターに、CCUSカードタッチ経験の場としてカードリーダーを設置し、2023年4月より試行開始。※就業履歴としては蓄積しない。
- カードタッチのインセンティブとして、CCUS応援自販機を設置し、飲料を無料で提供。
- 2024年4月からは、三田建設技能研修センターでも取り組みを開始。

#### 富士教育訓練センター

#### 月別タッチ経験者数

#### 受講コース順 タッチ経験者数

#### 2024年度 (2025年1月末現在)

257 1,964

202								
	実人数	タッチ数		コース名	実施時期	実人数	タッチ数	CCUSカード 所有率
4月	5	79	1	(Y建設)新入社員教育フォロー研修	9~10月	18	50	90.0%
5月	29	299	2	(M建設)建築躯体科(2)	7~8月	14	274	82.3%
6月	37	365	3	第1回建設機械運転基礎	5~6月	13	202	86.7%
7月	68	699	4	第1回型枠基礎	5~6月	8	80	80.0%
	46		5	第1回土木施工管理基礎	5~7月	8	195	57.1%
8月		225	6	(全鉄筋)登録鉄筋基幹技能者認定講習	12月	8	14	34.8%
9月	6	21	7	第1回土木施工科(1)	5~6月	7	65	50.0%
10月	24	95	8					
11月	27	119	9					
12月	11	43	10	その他コース(6人以下)		70	1,084	
1月	4	19		計		146	1,964	
2月						•		
3月								
			l					

#### 2023年度

	1 12							
	実人数	タッチ数		コース名	実施時期	実人数	タッチ数	CCUSカーI 所有率
4月	8	62	1	(Y建設)新入社員教育フォロー研修	10月	21	79	75.09
5月	34	125	2	(Y建設)基礎Ⅱ教育	11月	13	48	56.59
6月	37	394	3	(M建設)建築・土木躯体科(とびコース2)	7~8月	11	220	78.69
7月	47	465	4	第1回建設機械運転基礎	5~6月	10	173	62.59
8月	21	136	5	(全鉄筋)第1回鉄筋基礎(7)	5月	9	37	64.39
9月	2	4	Ľ	(全標協)第2回登録標識·路面標示基幹技能者講習	11月	9	24	18.49
		-	7	第1回土木施工管理(基礎コース2)	5月	8	83	40.09
10月	25		8	(日機協)第1回実践型施工管理	4~6月	7	56	30.49
11月	41	137		(M建設)建築躯体科(2)	7~8月	6	116	85.79
12月	4	7	١.	第1回型枠基礎	5~6月	6	103	42.99
1月	9	134	9	第1回左官基礎(2)	5~6月	6	77	42.99
2月	7	40		第2回土木施工科(1)	1~2月	6	129	35.39
3月	9	75	13	その他(5名以下:33コース)		62	526	
合計	244	1671				174	1671	

#### 三田建設技能研修センター

#### 月別タッチ経験者数

#### 受講コース順 タッチ経験者数

#### 2024年度 (2025年1月末現在)

22

	実人数	タッチ数		コース名	実施時期	実人数	タッチ数	CCUSカード 所有率
4月	7	8	1	玉掛第451回	4月	2	2	100.0%
5月	3	4	2	エコアクション	5~6月	3	3	42.8%
6月	4	7	3					
7月	1	1	4					
8月	0	0	5					
9月	0	0	- 6					
10月	0	0	8					
11月	2	4	9					
12月	0	0	10	その他コース(1名以下)		9	25	
1月	5	6		計		14	30	
2月				•				
3月								

#### 実際の設置状況 (三田)



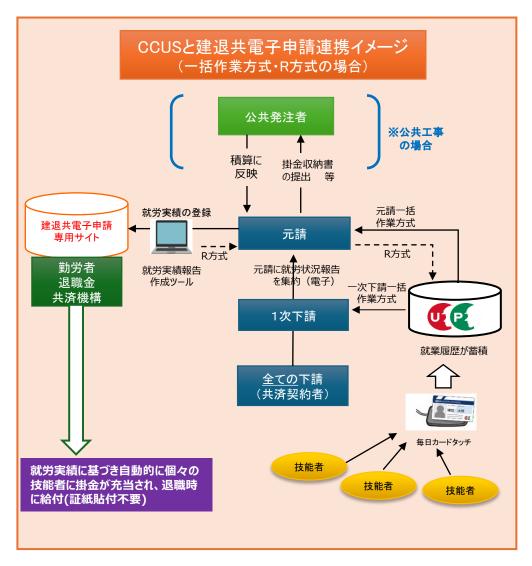
30





### CCUSと建退共電子ポイント(電子申請)との連携

個別作業方式に加え、電子申請に係る事務とCCUSの就業履歴 登録のための手続の双方を一層効率化する観点から、「一括作 業方式」、「R方式」機能を追加



### 1 一括作業方式

#### ● 元請一括作業方式

元請がCCUSから就業履歴データを一括してダウンロードし、 建退共電子申請に活用。

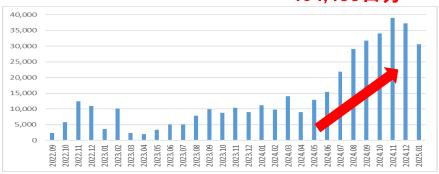
#### ● 一次下請一括作業方式

各一次事業者がCCUSから傘下の下請事業者の就業履歴 データを一括してダウンロードし、元請事業者に当該データを 報告・集約し、建退共電子申請に活用。

2022年9月から2025年1月分実績(累計)

【一括作業方式の現場での建退共電子申請による掛金充当日数】

404,433日分



## ② R方式(一覧データ登録方式)

建退共電子申請の就労実績をCCUSの就業履歴の蓄積に活用。

普及促進のため、建退共電子申請方式の説明会と連携したCCUS説明会を開催中



### 技能者向けスマホアプリ「建キャリ」によるCCUSの魅力向上

- CCUS登録技能者が、スマホにより、CCUSに登録されている自身の保有資格、就業履歴、レベル等の情報を容易に確認することにより現状を把握し、能力評価サポートや建退共掛金状況などでキャリアアップへの動機づけ、モチベーションの維持を期待。
- その他、国交省からの情報や有識者によるコラムなどのお知らせ、CCUS応援団特典の確認・利用ページなど付加機能により、登録技能者への直接的なメリットを意図。今後も、スマホの特性を活かした機能追加を図っていく。
- 建キャリのインストール及びカードタッチ促進のため、ポイントプレゼントキャンペーンを実施中。

#### メニュー・概要

#### 就業履歴

2024年10月01日(火)

職長・安全衛生責任者

バナーから概要を

確認、さらに詳細

能力評価

レベルアップ条件

で利用ページへ

防水原の設置 維種 建築ブロックエ ALCI 前書物質収扱

就業履歴一覧から個別現場をクリックし、立場・作業内容を確認

<u>特典</u>



登録職種のレベル、レベルアップ条件を表示 (現時点では国交省ホームページへ)



#### 資格情報



有効期限年月日

建退共の掛金納付状況、退職金 目安を確認可能

# 

20年後(5,010日分加算後)の 送職金額(板算) 3,290,000円

建退共

生年月日及び本 人確認番号、又 は生体認証で再 認証のうえ表示

#### 「建キャリ」登録・利用状況

(2025年2月末現在)

#### 「建キャリ」利用者設定状況

「娃イヤノ」作り	「娃キャリ」利用有政ル外ボ										
年 月	※利用設定者	インストール数									
2024年11月	348	688									
2024年12月	3,552	6,086									
2025年1月	1,541	2,222									
2025年2月	2,039	2,685									
計	7,480	11,681									

#### 配信プラットフォーム別



#### 各メニューアクセス状況

マイページ	10,464
就業履歴一覧	12,496
就業履歴詳細	2,282
資格一覧	13,268
資格詳細	6,789
特典	3,838
能力評価基準一覧	2,707
レベルアップ詳細	766
お知らせ一覧	1,452
お知らせ詳細	1,361
個人お知らせ一覧	898
建退共	3,434



### 現場ステッカーによるCCUSの認知度向上

- 建設現場の入場口や囲い等へ貼付して、CCUSの運用・就業履歴蓄積現場であることを、現場の技能者・関係者が認識するとともに、一般の方々の認知度向上を意図して、公募による14種類のデザインで作成。
- 無料でダウンロードして活用することが可能。サンプルで作成した7種類については、現場貼付写真の 提供を条件に、希望者へ配付。
- さらに、ステッカーデザインから派生した「もふもふ建設隊」のキャラクター(現在31職種)をダウンロード可能なフリー素材として公開し、CCUSのみならず建設業への理解も期待して幅広く展開している。

#### ステッカーとして仮囲等へ貼付





#### ノベルティとして展示会で配付



#### 「ステッカーデザイン」と「もふもふ建設隊」(DLページ)





※タオルハンカチ



## CCUS応援団によるCCUSの魅力向上

- 2022年8月から開始した「CCUS応援団」は、CCUS登録技能者・登録事業者へ、CCUSの取り組みに賛同した外部事業者からの特典を提供するもの。
- 2025年2月末現在、「技能者向け特典」は53件、「事業者向け特典」は44件となっており、「CCUS メンバーズメール」の発信、YouTube「CCUS応援団」チャンネルでの個別特典・都道府県別特典紹介 動画の公開により、CCUS応援団および特典の認知・利用促進を図っている。
- 技能者向けスマホアプリ「建キャリ」の実装及び CCUS応援団専用ホームページの開設に合わせ、C CUS応援団企業及び特典を簡単に、利用目的や都道府県別等を選択できるよう調整。
- 【技能者向け】 カーリース契約キャッシュバック ●レンタカー利用料金割引 カーシェアサービス新規登録割引 資格取得講座受講料割引 クレジットカード加入 キャッシュバック ● 結婚相談所入会初期費用値引 ● 中古工具買取・販売優遇 ● 飲食店のドリンクサービス ● 抽選による安全靴プレゼント など
- 【事業者向け】●専門紙の新規購読料割引 ●企業間決裁支援サービス利用手数料優遇 ●行政書士事務所・特許事務所利用料割引 など

#### 「スキルアップ・資格」、「DX・業務支援」、「飲食」、「ファイナンス」、「ライフサポート」、「ショッピング」にカテゴライズ





## CCUS応援団によるCCUSの魅力向上 \*CCUS応援自販機の設置

- CCUS登録技能者がCCUSカードで自動販売機にタッチすると、飲料を無料で提供する「CCUS応援 自 販機 |。 ※飲料代は元請事業者が負担
- 2022年8月下旬に第1号機を設置、2024年1月からはCCUS応援自販機を取り扱う飲料メーカー が2社となり、積極的な営業展開や設置条件緩和などにより着実に増加し、2025年2月末現在、43 社が導入、35都道府県に設置され、累計201台(予定を含む)となっている。
- なお、多くの技能者が利用する建設関係団体施設や、建設事業者の社屋など、現場事務所に限らず 設置するケースも出てきており、今後さらに拡大していくことが見込まれる。

#### 設置目的

- ▶ カードタッチで、技能者に直接飲料が無料で提供されることによる、CCUS登録・就業履歴登録へ のインセンティブ付与
- ▶ 仕事に対する姿勢やCCUS利活用へのモチベーションのアップ。

#### CCUS応援自販機の概要

- ▶ 自動販売機にCCUS専用の認証基盤を内蔵する方式、自動販売機付設の電子マネー用の決済 端末を利用する方式の2種類
- 1技能者IDに無料で提供する本数等の設定が可能

#### 利用者の声

業界として重要な意義があると思い、 CCUS応援自販機を設置。毎日、飲料 を提供している。(現場所長の声)

カードの重要性を理解でき、常にカード 携帯するようになった。(技能者の声)

現場の一体感が増した気がする。コミ ュニケーションアップに貢献している。 (現場所長・技能者の声)

一人親方も外国人も、入場者みんなが 受け取れるのが良い。(技能者の声)

#### CCUS応援自販機設置·活用事例







#### CCUS応援自販機設置状況

株式会社 フジタ 株式会社

株式会社

東急建設

西松建設

株式会社

戸田建設

株式会社

錢高組

鴻池組

株式会社

株式会社

株式会社

淺沼組 清水建設 株式会社

大成建設 株式会社

鹿島建設 株式会社 青木あすなろ建設 株式会社 ノョーボンド建設 株式会社

株式会社 熊谷組 株式会社

西武建設 株式会社

近藤建設 株式会社

東亜建設工業 株式会社

関東建設工業 株式会社

大本組

オフト関西サービス 株式会社

大林組 松井建設 株式会社

			500.4.5
	設置数		設置数
北海道	1	滋賀	1
青森	1	京都	4
岩手		大阪	25
宮城	3	兵庫	7+1
秋田		奈良	1
山形		和歌山	5
福島	1	鳥取	
茨城	10	島根	1
栃木		岡山	4
群馬	3	広島	7
埼玉	2+1	山口	1
千葉	11	徳島	
東京	26	香川	2
神奈川	26+ <mark>1</mark>	愛媛	
新潟	4	高知	
富山	3	福岡	4
石川	2	佐賀	1
福井		長崎	
山梨		熊本	3
長野		大分	4
岐阜	2+1	宮崎	1
静岡	3	鹿児島	2
愛知	23	沖縄	2
三重	1		

複数台設置事業者(22社)

設置事業者

長谷エコーポレーション

累計201台(赤字:予定)



### システムの機能改善・追加の取組 (1)2024年度事業計画に基づく取組等

### ① データ量及び利用者の増大に対応するための安定的な保守運用

● システムの安定的な運用を確保するため、データ量の増大に対応するためのDBサーバーの増設、NASサーバー(画像データ等の保管)の拡張を実施。

【DBサーバー(商用環境)】

•2024年 7月 : 1台増設(7台 ⇒ 8台)

•2024年12月 : 2台増設(8台 ⇒ 10台)

次回増設は2025年秋を予定(11台目)。

【NASサーバー】

·2024年 6月 : 12.4TB ⇒ 13.6TB

次回拡張は2025年3月を予定(13.6TB→14.8TB)

#### ② バッチ処理の性能改善

● 性能懸念のあるバッチ処理に対する改善策の実施

名称	性能懸念	改善策	リリース時 期
閲覧データ作成 (施工体制技能者)	・集計対象となる施工体制技能者情報の増加に伴うバッチ起動時のDBサーバメモリ使用率の上昇による起動不可リスク・月1回、全現場(約23万件)の施工体制技能者情報の閲覧データを一括で作成しているため処理時間が約5日間と長い	・月1回の全現場一括処理から、ユーザ自身が希望する現場の施工体制技能者情報を集計するボタンを画面上に設置し集計する方式へと変更することで、システム全体への負荷を抑えるとともにユーザには最新の集計情報を提供する	2024年度 第2四半期 リリース済
閲覧データ作成 (就業履歴集計)	・集計対象となる就業履歴件数の増加に 伴い、「前日分までの就業履歴の集計結 果」の表示が遅延	・Marklogicの機能(Corb2)を導入し、複数台の DBサーバで処理する「並列処理化」で集計する ことにより処理速度を向上させ、処理時間の短縮 を図る	2024年度 第3四半期 リリース済

### ③ 建レコのバージョンアップ

● iOS18へのバージョンアップを実施(2024年度第4四半期)

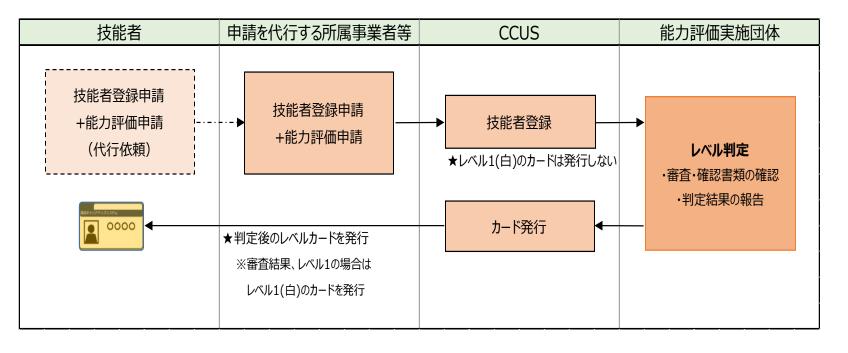


# システムの機能改善・追加の取組(2)供用済又は準備中の取組

## 供用済の取組

## ① CCUS技能者登録と能力評価申請のワンストップ化

- CCUS技能者登録申請(インターネットに限る)に併せて、能力評価を同時に申請できるようにするワンストップ化※の取組を進める。これにより、能力評価結果に基づいたレベル2~4の色カードが、当初から発行される。(2025年3月14日リリース)
  - ※代行申請の場合における技能者新規登録の際の白カードの省略化



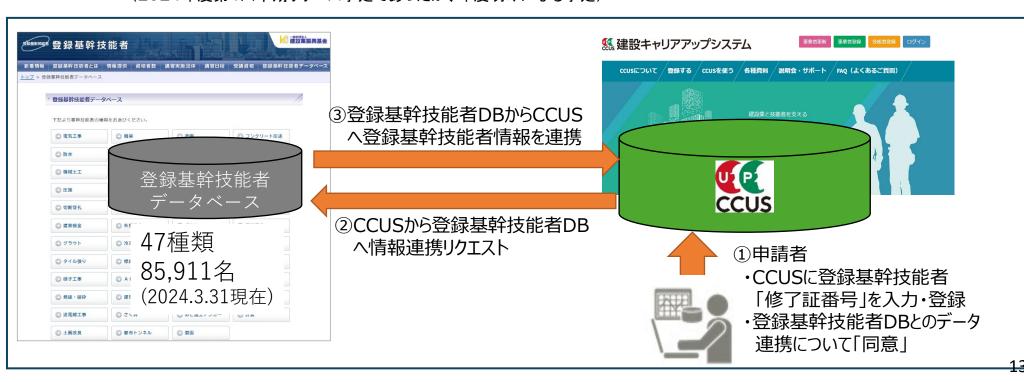


# システムの機能改善・追加の取組 (2)供用済又は準備中の取組

### 準備中の取組

## ② CCUSと登録基幹技能者データベースとのデータ連携

- 登録基幹技能者がCCUSの新規技能者登録、または変更登録をする際に、登録基幹技能 者講習修了証にある「修了証番号」をCCUSに入力することで、登録基幹技能者データベース(以下「DB」)から、修了証番号に対応する登録基幹技能者情報をCCUS申請画面に自動で反映。
- また、CCUSの登録時に、DBとのデータ連携について「同意」する設定をしておくことで、DB の情報が更新されれば、CCUSの情報も自動で更新。
  (2024年度第4四半期リリース予定であったが、年度明けになる予定)





# システムの機能改善・追加の取組(2)供用済又は準備中の取組

### 供用済の取組

## ③建設技能者の社会保険未加入状況確認

- ●『社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン』(以下「ガイドライン」)において、元請企業は、作業員名簿の社会保険欄を確認し、適切な保険に加入していない作業員がいる場合は、作業員名簿を作成した下請企業に対して、作業員を適切な保険に加入させるよう指導することとなっているところ。
- ●元請企業による保険加入の確認がより簡便となるよう、作業員名簿に新たに「社会保険確認」欄を設け、CCUSの情報から確認が必要と思われる作業員に「◆」を表示するよう改修。

(2025年3月14日リリース)

### 【◆ が表示される例】

- (1)技能者が所属している主たる事業者の法人個人区分が「法人」または「個人」で当該事業者に主たる事業者として 登録されている技能者が5人以上所属していて、技能者の社会保険登録内容が以下のいずれかに該当すること。
- ・健康保険の加入状況が「無」
- ・健康保険の加入状況が「適用除外」で適用除外理由が「5人未満個人事業所」
- ・健康保険の加入状況が「有」で健康保険の種類が「国民健康保険」
- ・年金保険の加入状況が「無」
- ・年金保険の加入状況が「適用除外」で適用除外理由が「5人未満個人事業所」
- ・年金保険の加入状況が「有」で年金保険の種類が「国民年金」

- (2)技能者が所属している主たる事業者の法人個人区分が「法人」であり、 技能者の社会保険登録内容が以下のいずれかに該当すること。
- ・年金保険の加入状況が「適用除外」で適用除外理由が、

「個人事業主と家族従事者」

	所の名称 場 ID	社保判定テス				(1	<b>李 美 員</b>	<b>名 簿</b>										元請確認欄提出日	年		Я	В
所	所 長 名 基金 一郎 殷 1 次 本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡 会社名・ 対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。 事業者ID								Ą	)	(▼0 次 ) 会 社 名・ 事業者ID	(株)基1	金建設 1328	њеш ц 6912802122			<i>n</i>	П				
番		フリガナ		所属事業者 と異なる事		雇入年月日	生年月日	現住所	(TEL)	最近の健康診断日	ф	特殊健康診断日	健康保険	社会保	建設業退職金 共済制度	技能レベル	教	育·資 格·免	許		入場年月日	
号		氏 名 技能者ID	職 種	業者の元で 就業した場 合	*	経験年数	年 齢	家族連絡先	(TEL)	<b>ш</b> Е	液型	種 類	年金保険 雇用保険	険確切	中小企業退職金 共済制度	在留資格	雇入·職長 特別教育	技能講習	免 許		受入教育 実施年月日	
	ケン	ノセツ ナデシコ	普通作業員			2021 年 11 月 51 日	¶994 年 ¶2 月 ¶31 日	1050001 東京都 港区 虎ノ門150- 150	( 03-9898-7676 )	2019 年 1 月 1 日		2019 年 11 月 11 日	加入なし	80	0	4(金)				2023	年 【2 月 【	8 日
		建設 撫子	普通作業員		職.女	年	29歳	鈴木 一郎	( 090-3636-0000 )	¶30 ~ ¶55	A	鉛	加入あり	•		該当なし					年 月	В
	アオ	トヤマ サブロウ	144- 1718			年 月 日	2000 年 62 月 19 日	2350023 神奈川県 横浜市磯子区	( 0468-71-1111 )	2019 年 77 月 19 日		年 月 日	加入あり	П	0	1(白)				2023	年 10 月 1	i <sub>2</sub> 目
2		青山 三郎	とびエ 足場 とびエ			年	24歳	太田 太郎	( 0468-72-1111 )	~	В		加入あり			該当なし					年 月	
	-	キキン ミナト	47.44.0			年 月 日	2000 年 61 月 61 日	1050001 東京都 港区 虎ノ門	( 03-5473-4586 )	年 月 日		年 月 日	加入あり	П		1(白)					年 月	В
3		基金 湊	特殊作業員 特殊作業員			年	24歳	振興 太郎	( 03-5473-4586 )	<b>1</b> 20 ~ <b>1</b> 00	А		国民年金加入あり	ŀ		該当なし					年 月	1



# システムの機能改善・追加の取組(2)供用済又は準備中の取組

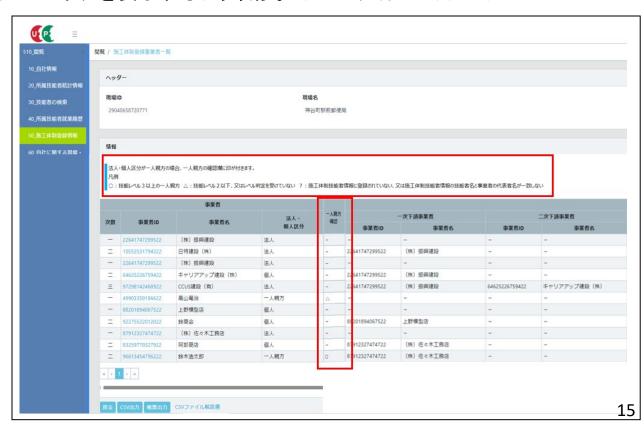
### 供用済の取組

## 4一人親方の適正性の確認機能

- 『社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン』(以下「ガイドライン」)では、元請企業に対して、ガイドライン別紙4の「働き方自己診断チェックリスト」を参考に、現場作業に従事する一人親方の働き方の実態を確認することとなっている。
- 元請企業における一人親方の実態把握がより簡便となるよう、CCUSにおいて新たに「一人親方確認」列を 追加し、一人親方の技能レベル等に応じてフラグを表示するよう改修。(2025年3月14日リリース)

#### 【一人親方確認】列 の表示について

- ・当該事業者が一人親方であって、CCUSの 技能レベルが3以上の場合:「〇」
- ・当該事業者が一人親方であって、CCUSの 技能レベルが2以下の場合:「△」
- ・当該事業者が一人親方であるものの、 技能者が登録されていない場合や、 登録技能者と一人親方の代表者の姓名が 不一致の場合:「?」
- ・当該事業者が一人親方でない場合:「一」





## システムの機能改善・追加の取組 (3)API事業者との連携

## API連携システムの拡大

● API連携システムは 17システムに拡大。

Programme (a)		連携している機能							
A PI連携システム名	ベンダー名		就業履歴情報	施工体制情報	施工体制技能者情報				
	l t	API→CCUS	入退場管理デバイス	API→CCUS	API→CCUS				
EasyPass	アートサービス	0	CCUSカード読取						
WIZDOM	アウトソーシング テクノロジー	0	CCUSカード読取 QRコード読取						
Buildee	リバスタ	0	CCUSカード読取 端末画面入力 顔認証(専用機器、スマホ)	0	0				
ワイズワーク	ヨコハマシステム ズ	0	CCUSカード読取 ICカード読取(専用機器)	0	0				
建設現場顔認証入退管理 サービス	日本電気	0	顔認証(スマホ+GPS機能)						
グリーンサイト	MCデータプラス	0	CCUSカード読取 端末画面入力 QRコード読取 顔認証(専用機器、スマホ+ GPS機能)	0	0				
キャリアリンク	コムテックス	0	CCUSカード読取 端末画面入力 電話架電 顔忍証(スマホ)	0	0				
Kizuku	コムテックス	0	CCUSカード読取 端末画面入力 電話架電 スマホ(入退場ボタン押下)						
Greenfile.work	シェルフィー	0	CCUSカード読取 顔認証	0	0				
ANDPAD	アンドパッド	0	スマホ(入退場ボタン押下+ GPS機能)	0	0				
SACS	サコス	0	CCUSカード読取 Ar U-code読取 カメレオンコード読取		0				
Ami-T サーモ出退勤 管理	アドバンスト・メ ディア	0	顔認証 (専用機器)						
POWER WORK DX	WINNERS	0	端末画面入力 スマホ(RFID読取)	0	0				
AIZE Biz	トリプルアイズ	0	顔認証(専用機器、スマホ)						
1-Touch(ワンタッチ)	FIRST	0	スマホ(入退場ボタン押下+ GPS機能)	0	0				
Face Pass Cam	ダックビル	0	顔認証 (専用機器)	0	0				
KENTEM CareerLog	建設システム	0	CCUSカード読取	0	0 16				



# でで、2024年度の収支見通し

(単位:円)

内容	2024年度予算	備考	2024年度見込	備考
技能者登録料	370,000,000	10万人	795,500,000	21.5万人
事業者登録料	841,538,000	新規1万社+更新2.7万社	1,046,260,000	新規1.9万社+更新2.9万社
管理者ID利用料	2,293,804,000	***************************************	2,420,979,000	
現場利用料	780,000,000	7,800万件	600,000,000	6,000万件
その他収入	28,080,000		26,290,000	
収入計	4,313,422,000		4,889,029,000	
	_			
内容	2024年度予算	備考	2024年度見込	備考
システム運用保守業務	1,297,250,000		1,279,250,000	本体システム、建レコ、API連携、建キャリ
お問合せセンター業務	248,040,800	***************************************	273,542,000	お問い合わせセンター
登録・審査業務	497,022,000	***************************************	717,263,000	登録審査業務、申請書作成費、料金収納等
カード発行業務	116,016,000		225,481,000	カード発行・送付
窓口委託業務	143,275,000		120,876,000	認定登録機関等委託費
管理費・普及促進費	768,338,000	***************************************	711,994,000	事務所費・人件費、普及促進費、消費税
次期システム更新積立金	1,050,000,000		1,050,000,000	
支出計	4,119,941,800		4,378,406,000	
収支	193,480,200		510,623,000	

(単位:円)

内容	2024年度予算	備考	2024年度見込	備考
次期システム更新支出	400,000,000		241,800,000	発注者支援(要件定義策定)等



# でで 2024年度の収支見通し(参考)

(単位:円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度見込
技能者登録料		43,082,700	501,073,100	765,125,700	1,242,919,200	1,082,532,000	1,012,570,300	795,500,000
事業者登録料		200,022,000	342,879,100	529,758,000	741,381,000	598,773,000	797,201,400	1,046,260,000
管理者ID利用料			29,892,000	565,420,200	1,500,480,600	1,888,671,000	2,180,522,400	2,420,979,000
現場利用料			4,295,343	72,219,222	273,575,880	416,677,640	535,707,960	600,000,000
その他収入		50,000,000	47,566,000	45,799,577	23,626,600	19,881,105	31,828,220	26,290,000
計	0	293,104,700	925,705,543	1,978,322,699	3,781,983,280	4,006,534,745	4,557,830,280	4,889,029,000
システム保守運用業務		693,386,098	929,683,452	1,011,360,231	1,077,346,270	1,105,626,850	1,102,975,707	1,279,250,000
お問合せセンター業務	1,055,203	114,575,990	325,266,098	313,289,346	255,396,247	249,279,215	248,032,261	273,542,000
登録・審査業務		454,205,921	1,282,215,930	896,777,931	606,394,090	557,964,632	613,662,022	717,263,000
カード発行業務		96,195,792	132,740,665	194,413,370	251,282,291	210,847,638	243,743,404	225,481,000
窓口委託業務		160,452,869	176,226,515	168,619,242	128,112,600	118,841,432	115,837,801	120,876,000
管理費・普及促進費	198,239,950	424,605,771	523,464,953	408,796,058	539,894,189	597,555,238	648,513,583	711,994,000
次期システム更新費					350,000,000	500,000,000	650,000,000	1,050,000,000
計	199,295,153	1,943,422,441	3,369,597,613	2,993,256,178	3,208,425,687	3,340,115,005	3,622,764,778	4,378,406,000
収支	△ 199,295,153	△ 1,650,317,741	△ 2,443,892,070	△ 1,014,933,479	573,557,593	666,419,740	935,065,502	510,623,000
累積収支	△ 199,295,153	△ 1,849,612,894	△ 4,293,504,964	△ 5,308,438,443				

※2021~2023年度の黒字分は、次期システム更新に充当

⇒2024年度末 次期システム更新積立累積額見込

4,725,042,835

## CCUS登録データの共同利用等

- 1. CCUS登録データの「共同利用」
- 2. CCUS登録データの「その他のAPI等連携事業者への提供」

# CCUS登録データの共同利用等について

#### 【趣旨】

CCUS登録データの共同利用等については、次の背景により、実施に向けて検討してきた。

- ・API連携認定システム※を活用するCCUS登録事業者やAPI連携事業者から「異なるAPI連携認定システム へそれぞれデータ入力をする二重登録解消」を求める声があったこと※就業履歴データ登録標準API連携認定システム
- ・国土交通省の「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」において「CCUS登録情報を労務安全システム側で 利用可能とし、データ入力作業や安全書類(各種帳票等)の作成を効率化」及び「改正建設業法に基 づくICT指針に、CCUSを活用した現場管理業務の効率化を位置づけ」と示されたこと
- ・API連携事業者以外の事業者から「CCUSデータを活用したサービスを構築したい」等の声があったこと

#### 1. CCUS登録データの「共同利用」に関する基本方針

CCUS登録データの共同利用については、「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取扱いに ついて」に基づき以下のとおりとする。

#### (1)共同利用の対象者及び利用目的

- ①共同利用の対象者 API連携認定システムの運営事業者及び利用事業者
- ②利用目的(「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取扱いについて(抜粋)」)
  - ○技能者が技能や経験に応じた適切な評価を受け、処遇の改善に結びつくよう、技能者、その所属 事業者、元請等の事業者が協力して、「技能者基本情報」と「技能者就業履歴情報」を本システム において登録、蓄積及び最新の情報に更新するため
  - ○CCUSに登録及び蓄積された情報を活用して、より正確かつ効率的に、技能者が入場中、稼働中 の現場において元請、上位下請事業者が工事現場の安全衛生の確保、社会保険の加入確認、 建設業退職金共済制度における共済証紙の適切な交付ができるようにし、現場の適切な管理と 実務の効率化、工事品質の向上につなげるため

# CCUS登録データの共同利用等について

#### 1. CCUS登録データの「共同利用」に関する基本方針

#### (2)共同利用するデータ項目

#### 技能者基本情報

#### **<CCUSにおける閲覧項目>**

- ●元請事業者及び上位下請事業者が、現在のCCUSの画面で、下位下請事業者に所属する技能者の「技能者基本情報」のうち閲覧可能な項目は<mark>黄色</mark>、閲覧できない項目は灰色
- ●技能者本人及び所属事業者は、CCUSの画面で「技能者基本情報」のすべての項目を閲覧可能

	①氏名	②通称名	③性別	④生年月日	⑤顔写真	⑥血液型 ⑦住所		<ul><li>⑧電話番号自宅</li><li>携帯</li></ul>	⑨FAX番号	⑩メールアドレス
11緊	る連絡先氏名・	⑫緊急連絡先住所	⑬緊急連絡先	⑭カード送付先住所	⑮カード送付先	16所属事業者名(従	①雇用年月日	18健康保険	9健康保険種類	20年金保険
	続柄		電話番号	<b>ש</b> カート医刊元住所	電話番号	たる含む)	<b>少</b> 権用4月日	加入有無/適用除外	即健康休快性規	加入有無/適用除外
②年金保険種	0年今/212/25/25/25	222雇用保険	②建退共加入状况	@建退共被共済者	⑤中退共加入有無	26労災特別	② 労災特別加入保険	28受診健康診断種類	②職種(大分類)	③職種(小分類)
	少牛並体際俚規	加入有無/適用除外	Ø 建 返 共 加 八 仇 术	番号	<b>②中</b> 这 共 加 八 有 無	加入有無	種類	と受診日	砂	
317	経験年数・職歴	②学歴	33保有資格	③技能ランク(レベル)	③研修受講履歴	36表彰等	③7国籍	38在留資格コード	39在留期間	⑩カード発行回数

#### < 共同利用におけるデータ提供項目>

●現在のCCUSの画面で閲覧可能な項目(<mark>黄色</mark>)に加え、第26回運営委員会(2024.8.26)で諮った基本方針及びその後のAPI事業者に対するヒアリングを踏まえ、第27回運営委員会(2024.12.18)において、「<u>郷労災特別加入有無」「</u><u>郷労災</u>特別加入保険種類」「③研修受講履歴」「③表彰等」「③国籍」「④カード発行回数」を提供対象とする。

現在はCCUS画面で閲覧できないが、データ提供の対象とする項目 ⑧電話番号自宅 ②通称名 ③性別 7)住所 ①氏名 4)生年月日 ⑤顔写真 ⑥血液型 ⑨FAX番号 ⑩メールアドレス ・携帯 ①緊急連絡先氏名・ (3)緊急連絡先 (15)カード送付先 16所属事業者名(従 18健康保険 20年金保険 迎緊急連絡先住所 (4)カード送付先住所 17雇用年月日 19健康保険種類 続柄 電話番号 電話番号 たる会む) 加入有無/適用除外 加入有無/適用除タ 22雇用保険 ②労災特別加入保険 24建退共被共済者 26 労災特別 28受診健康診断種類 ②建退共加入状况 25中退共加入有無 29職種 (大分類) 30職種(小分類) 21年金保険種類 加入有無/適用除外 番号 加入有無 種類 と受診日 34技能ランク (レベ ③研修受講履歴 36表彰等 40カード発行回数 ③1経験年数·職歴 32)学歴 33保有資格 (37) 国籍 38在留資格コード 39在留期間

# CCUS 登録データの共同利用等について

#### 1. CCUS登録データの「共同利用」に関する基本方針

事業者情報

(※考え方は技能者基本情報と同じ)

- < CCUSにおける閲覧項目>
- ●元請事業者及び上位下請事業者が、現在のCCUSの画面で、下位下請事業者の「事業者情報」のうち閲覧可能な項目は<mark>黄色</mark>、閲覧できない項目は灰色
- ●登録事業者は、CCUSの画面で自社の「事業者情報」のすべての項目を閲覧可能

①商号又は名称	②建設業許可の有 無	③許可番号	④法人・個人・一 人親方区分	⑤法人番号	⑥代表者名	⑦所在地住所	8電話番号	9資本金
⑩売上高	⑪完成工事高	②建設業以外の事 業の有無	⑬許可業種	⑭登録責任者名	⑤登録責任者住所	(1) 協登録責任者部署 (1) 担当者電話番号 (1) 担当者電話番号		®担当者FAX番号
19担当者メールア ドレス	@健康保険 加入有無/適用除外	②健康保険種類	②年金保険 加入有無/適用除外	②年金保険種類	經雇用保険 加入有無/適用除外	③退職金共済加入 状況	<ul><li>26建退共共済契約</li><li>者番号</li></ul>	②中退共加入有無
②労災保険特別加	②CI-Netコード	③電子証明書の種	30主要取引先	32)表彰	33所属団体			



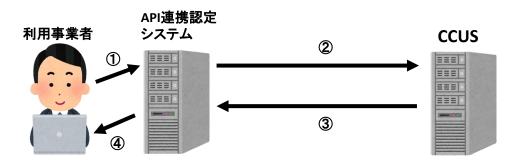
●現在のCCUSの画面で閲覧可能な項目(<mark>黄色</mark>)を共同利用の対象とする。

# で CCUS 登録データの共同利用等について

#### 1. CCUS登録データの「共同利用」に関する基本方針

#### (3)共同利用の方法

API連携認定システムの利用事業者が、API連携認定システムを介しCCUSにリクエストし、CCUSがこれに応じて情報を提供



- ①API連携認定システムの利用事業者は、API連携認定システムを介し、CCUSに登録された自社に所属する技能者の「技能者基本情報」及び自社の「事業者情報」のうち求めるデータ項目を提供依頼
- ②API連携認定システムは、CCUSに上記①の提供を依頼
- ③CCUSは、依頼のあった情報をAPI連携認定システムへ提供
- ④API連携認定システムの利用事業者は、提供された情報をAPI連携認定システムで利用

# CCUS登録データの共同利用等について

#### 1. CCUS登録データの「共同利用」に関する基本方針

#### (4)共同利用の実施に向けた検討結果等

- ①共同利用する前提条件
  - ・共同利用する情報について、API連携認定システムでの閲覧範囲はCCUSにおける閲覧範囲と同等若しくはその範囲内とする。(CCUSでは現場開設中の元請事業者及び上位下請事業者のみ閲覧可能)
  - ・API連携認定契約終了時に、共同利用により提供を受けたデータを削除する。※
    - ※ なお、API連携事業者との現在の契約における規定と同様、「契約終了後も認定審査に合格した契約条件を 継続して満たす場合は、共同利用により提供を受けたデータの継続利用を認める」こととする。

#### ②データ提供の頻度

データ提供は、API連携認定システムの利用事業者のリクエストの都度行うことを想定しているが、 資格情報の更新などのために頻繁にリクエストを受けることも想定されるため、システムの負荷を鑑 みて、データ提供の頻度については、API連携事業者との調整のうえ決定する。

なお、社会保険や資格情報は、審査を経てCCUSに情報登録されるため、最新情報の反映には一定の期間を要する。

#### ③その他

- ・当面、共同利用する情報は、「(2)共同利用するデータ項目」に掲げる情報とするが、それ以外の情報(「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取扱いについて」の別表で定める個人情報。「技能者就業履歴情報」等を含む。)については引続き検討。
- ・API連携事業者がCCUSの情報を保存する場合、CCUS由来であることを識別可能とすることにより、 CCUS以外の情報と客観的に区別できるようにすことを推奨(上述(4)①の2つ目「API連携認定契 約終了時に、共同利用により提供を受けたデータを削除する」ための有効な手段のひとつ。)。

# CCUS登録データの共同利用等について

#### 1. CCUS登録データの「共同利用」に関する基本方針

#### (5)共同利用に係る契約

CCUSとAPI連携事業者は、共同利用を行うにあたっては、締結している既存の契約に加え、「就業履歴データ登録標準API連携共同利用契約書」を締結する。

この契約には、上述「(2)共同利用するデータ項目」、「(3)共同利用の方法」及び「(4)共同利用の実施に向けて検討した課題」の「①共同利用する前提条件」の内容を記載する。

#### <今後のスケジュール>

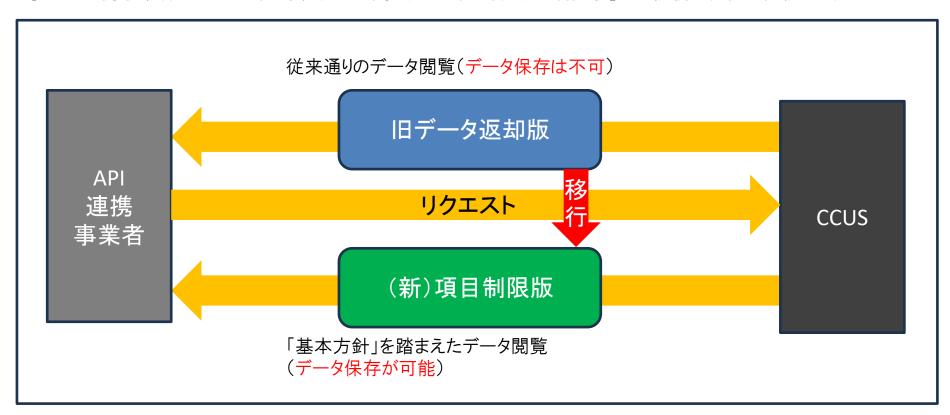
国土交通省が作成したICT指針を踏まえ、各API連携事業者の状況を加味しつつ、早期に実現する。(2025年度第1四半期から順次開始予定)



# 【参考】CCUS登録データの共同利用等について

#### API連携事業者との間でのCCUSデータの共同利用に当たり、CCUS側で以下のシステム改修等を実施。

- ① 技能者情報閲覧機能、事業者情報閲覧機能について、従来通りのデータ閲覧ができる機能「旧データ返却版」に加え、新たな連携項目として見直した内容のデータが閲覧・保存される機能を「(新)項目制限版」としてリリース(2025年2月)。
- ②「旧データ返却版」と「(新)項目制限版」は、一定期間並行して利用できるようにする。
- ③ API連携事業者に対しては、1年程度の期間を提示し、「(新)項目制限版」への接続先変更を依頼する。



# CCUS 登録データの共同利用等について

#### 2. CCUS登録データの「その他のAPI等連携事業者への提供」に関する基本方針

CCUS登録データの「その他のAPI等連携事業者への提供」については、「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取扱いについて」に沿って、本来の利用目的に反しない範囲で行うこととする。

#### (1)データ提供の対象者及び利用目的

①データ提供対象者 その他のAPI等連携事業者

#### ②利用目的

【参考】 「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取扱いについて(抜粋)」

- ○技能者が技能や経験に応じた適切な評価を受け、処遇の改善に結びつくよう、技能者、その所属 事業者、元請等の事業者が協力して、「技能者基本情報」と「技能者就業履歴情報」を本システム において登録、蓄積及び最新の情報に更新するため
- ○CCUSに登録された情報を活用して、登録ユーザーが優れた技能者及びその所属する事業者を 適切に把握及び評価するため。また、技能者の技能評価及び事業者の施工能力評価の仕組みと 連携して、技能者の雇用の安定や処遇を改善するため
- ○CCUSに登録及び蓄積された情報を活用して、より正確かつ効率的に、技能者が入場中、稼働中の現場において元請、上位下請事業者が工事現場の安全衛生の確保、社会保険の加入確認、建設業退職金共済制度における共済証紙の適切な交付ができるようにし、現場の適切な管理と実務の効率化、工事品質の向上につなげるため

# CCUS 登録データの共同利用等について

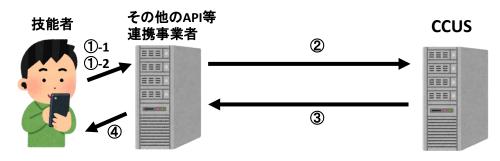
#### 2. CCUS登録データの「その他のAPI等連携事業者への提供」に関する基本方針

#### (2)提供するデータ項目

「1. CCUS登録データの「共同利用」に関する基本方針」の「(2)共同利用するデータ項目」を基本とし、その他のAPI等連携事業者のニーズ等を踏まえ必要最小限の範囲で提供する。

#### (3)データ提供の方法

その他のAPI等連携事業者のサービスを利用する技能者本人が、当該事業者のシステムを介し、 CCUSにリクエストし、CCUSがこれに応じて当該事業者に情報を提供することを基本とする。



- ①-1.その他のAPI等連携事業者のサービスを利用する技能者が、<u>当該事業者のシステム上から</u>、 CCUSに登録された本人の「技能者基本情報」を<u>当該システムに提供することを「同意」</u>した上で、
- ①-2.当該システムを介し、CCUSに登録された本人の「技能者基本情報」のうち求める項目をCCUSに提供依頼
- ②当該システムは、CCUSに当該情報の提供を依頼
- ③CCUSは、依頼のあった情報を当該事業者に提供
- ④当該システムの利用技能者は、提供された情報を当該システム上で確認し、当該事業者が提供するサービスを利用

# CCUS登録データの共同利用等について

#### 2. CCUS登録データの「その他のAPI等連携事業者への提供」に関する基本方針

#### (4)その他のAPI等連携事業者の選定基準

- ①提供されるサービスは、CCUS本来の利用目的に反しない範囲で行うこと
- ②セキュリティー監査等により一定のセキュリティーレベルが確保されていること
- ③サービスの利用約款等とは別に、CCUS登録データの提供に関して本人の同意を取得すること
- ④情報の利用停止・データの削除等に対応できる仕組みが構築されていること
- ⑤法令に従い提供情報の記録・保存を確実に行える環境が構築されていること
- ⑥民間事業者が講じるサービスについて、その必要性やデータの利用方法等について都度、運営委員会の場で説明を求め、都度判断することとする。

#### (5)その他のAPI等連携事業者へのデータ提供の実施に向けた検討課題

- ①本人同意の手続きは、その他のAPI等連携事業者(のシステム上)において行うことを想定しているため、確実に本人が同意していることを情報提供元のCCUS側においても確認する必要があり、そのあり方については引続き検討。
- ②当面、提供する情報は、「(2)提供するデータ項目」に記載する情報を基本とし、それ以外の情報 (「建設キャリアアップシステムにおける個人情報の取扱いについて」の別表で定める個人情報。 「技能者就業履歴情報」等を含む。)については引続き検討
- ③利用料についての検討

#### <u>(6)契約の締結</u>

CCUSとその他のAPI等連携事業者は、CCUS登録データの提供に関し、上述「(1)データ提供の対象者及び利用目的」~「(5)その他のAPI等連携事業者へのデータ提供の実施に向けた検討課題」について必要な事項を記載した契約を締結する。

# CCUS 登録データの共同利用等について

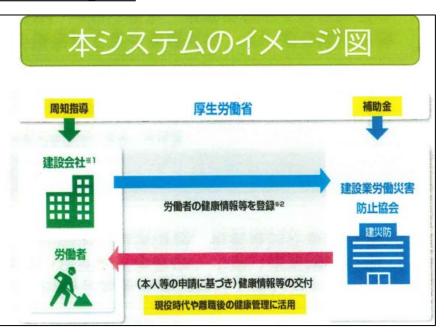
#### 3. CCUS登録データの「その他のAPI等連携事業者への提供」に係る具体的な提供先について

以下のとおり、建設業労働災害防止協会の「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」に提供する。

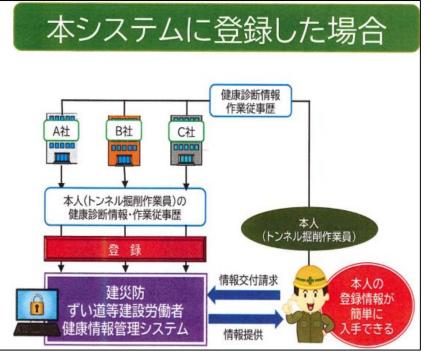
建災防の「ずい道等建設労働者健康情報管理システム(別紙)」に登録される技能者について、CCUS登録ユーザーの同意を前提に、CCUSの技能者基本情報等を提供する(具体的に提供するデータ項目及び方法は、基金と建災防が調整のうえ決定)。

#### <今後のスケジュール>

まずは、2024年度の運営委員会で同意を得た建災防へのデータ提供について、早期に実現する。 (2025年度第1四半期からの開始を目指す。) このシステムは、ずい道等建設労働者の「じん肺健康診断結果」とその「作業履歴」を建災防が一元的に保管し、ずい道等建設労働者本人からの申請によって、登録された健康診断情報等の提供を行うもの



- 「じん肺健康診断情報等」 を登録することで、登録情報を一括で入手、確認できる。
- 蓄積された健康診断情報は、 再就職の際、労働者自身の 健康状態を証明する手段に。



ずい道等建設労働者健康情報管理システム 更新:202010 事業場等の情報入力シート 提出時期:労働者の退場時 本人情報入力シート件数 : ※本シートは雇用労働者の所属会社ごとに作成してください。 (\*は必須項目) 名称\* 下請次数\* フルグウンで退択 個人事業主\* 個人事業主は「はい」、法人は「いいえ」を選択 事業者 (労働者の所属会社) 法人番号\* 法人の場合は必須 トンネル工事会社(1次下 請 郵便番号\* - (ハイフン)無しで入力 または2次下請会社等) 所在地\* 電話番号\* - (ハイフン)無しで入力 1次下請会社の名称\* 事業場の名称\* 事業場等の情報 事業場の所在地® 事業場 所属会社、元請の名称 所在地等は、当該事業 トンネル工事会社の 工期開始年月を年/月で入力 工期\* 場を所管する支店・本社 工事作業場 工期終了年月を年/月で入力 を記入 作業休止期間開始年月を年/月で入力 異状出水、工法変更、災害·事故 等による1ヶ月以上の作業休止期 作業休止期間終了年月を年/月で入力 作業体止期間合計月数を入力 ブルダウンで選択 トンネルの貫通・ 貫通年月を年/月で入力(「貫通」選択時のみ) 工事件名。 (JVの場合はJV企業体の名称) JVの代表会社の名称 (JVの場合のみ記入) 元請 法人番号(13桁)\* (JVの場合は代表会社のもの) 所在地\* (JVの場合は代表会社のもの) - (ハイフン)無しで入力 (JVの場合は代表会社のもの) 労働保険番号(14桁)\* - (ハイブン)無しで入力 元請が加入した労災保険番号 ※トンネル建設工事の場合は元請が加入した労働保険番号、鉱山の場合は事業者が加入した労働保険番号 実施内容 実施の有無 安全衛生教育の実施状況 特定粉じん作業特別教育・ ブルダウンで選択 その他の教育\* ブルダウンで選択

※この2つの入力シートは現状の様式

ずい道等建設労働者健康情報管理システム

【建災防-様式-ずい道02】本人情報入力シート

対象者: じん肺健康診断を受診したずい道等建設労働者

提出時業退場時

■本人情報等(+は必須項目)

圖本人情報等	(*は必須項目)							
	氏名一姓(漢字)。							
	氏名一名(漢字)*							
	氏名一姓(フリガナ)・	カタカナで入力						
	氏名一名(フリガナ)*	カタカナで入力						
	生年月日*	西暦で年/月/日を入力						
	性別+	ブルダウンで選択						
	郵便番号(現在お住まいの場所)*	- (ハイフン)無しで入力						
本人情報	住所(現在お住まいの場所)。 建物名・郷屋番号含む							
	電話番号(現在お住まいの場所)*	- (ハイフン)無しで入力						
	郵便番号(住民票地の郵便番号)*	- (ハイフン)無しで入力						
	住所(住民票の住所)。 建物名·邻居番号含む							
	電話番号(住民票地の電話番号)・	- (ハイフン)無しで入力						
	キャリアアップシステムのIDNo.	- (ハイフン)無し14桁で入力						
事業者	名称*							
(労働者の	本人の在籍開始年月*	西暦で年/月を入力						
所属会社)	本人の在籍終了年月(在籍中の場合は現在年月を記載)*	西暦で年/月を入力						
事業場	名称*							
中采项	本人の在籍開始年月	西暦で年/月を入力						
	本人の在籍終了年月・	西暦で年/月を入力						

#### ■健康診断情報等

じん肺健康診断

1. 当該事業場における最後の健康診断(途中退場の場合は退場直前の健康診断)
健康診断実施日 \* 必須項目 西居で年/月/日を入力

2. 期中に管理区分変更となったときの健康診断
健康診断実施日 西豚で年/月/日を入力

指導動奨による特殊健康診断(振動)※1 健康診断実施日・東東1、17-14年17-18 西暦で年/月/日を入力 指導動奨による特殊健康診断(騒音)※2 健康診断実施日・東東1、17-14年17-18 西暦で年/月/日を入力

※1、※2:健康診断を実施するように厚生労働省が通道で示しているものです。
※1は撮動工具取扱い業務診断(接動業務健康診断)、※2は騒音作業健康診断などと呼ばれています。

#### ■添付资料

■ (A)	-	
<ol> <li>個人情報、健康情報及び作業従事歴提供同意書*提出必須</li> </ol>	有	-
2. 作業従事歴等確認書 * 提出必須	有	ベージ数を入力
3. じん肺健康診断結果証明書(様式第3号) • 提出必須	有罪を選択	ベージ数を入力
<ol> <li>エックス級写真 * 有所見の場合は提出 (じん肺健診の管理区分1→2、最初から2の場合等)</li> </ol>	有無を選択	CD枚数を入力
5. じん肺管理区分等通知書(様式第5号) * 有所見の場合は提出	有無を選択	ページ数を入力
<ul> <li>指導動奨による特殊健康診断結果(振動)。実施している場合は必要 ・指導動撲による特殊健康診断結果(振動)は当該事業場における最後の診 新結果を提出</li> </ul>	寄集を選択	ベージ数を入力
<ul> <li>7. 指導動奨による特殊健康診断結果(騒音)*実施している場合は必要</li> <li>*指導動奨による特殊健康診断結果(騒音)は当該事業場における最後の診断結果を提出</li> </ul>	有筆を選択	ベージ数を入力



# CCUSの中期的な事業運営のための指針(案)



# UPCCUSの中期的な事業運営のための指針(案)(1/5)



#### 1. 基本的考え方

- ➤ CCUSの事業運営に当たってのこれまでの数年間における基本的な数値目標は、2020年のCC US運営協議会総会において示された低位推計(「2020年低位推計」)をベースとしており、これ を指針として事業運営を行ってきたところ。
- ➤ CCUS運用開始から6年が経過し、登録技能者、事業者は2020年低位推計を上回って順調に増 加を続けている一方で、就業履歴数については着実に伸びているものの、足元では目標水準が高 いこともあり低位推計で想定した水準には達していない状況。
- ▶ こうした中、CCUSの収支状況は、2021年度からは単年度黒字に転換し、最大の懸案である次 期システム更新に一定の目途がつきつつあるところ。
- ▶ また国土交通省においては、2024年7月にCCUS利用拡大3か年計画を策定し、CCUSの普及 促進に向けて、関係団体とともに各般の施策が展開されることとなっている状況。
- ▶ 2024年度収支計画において「中期的なCCUSの事業運営のあり方について検討を進める」とし ていたところであり、上記の状況を踏まえ、2020年低位推計に代えて、2025年度以降向こう5 年間程度(2030年度まで)の中期的な事業運営のための指針を新たに定める必要。
- 指針の策定に当たっては、CCUS利用拡大3か年計画に掲げられている「あらゆる現場・あらゆる 職種でCCUSと能力評価を実施」を目指すことを踏まえつつも、収支見通しについては、事業の安 定的な運用を図る観点から、保守的スタンスに立つことを基本としたい。(建設経済研究所が策定 している中期的な建設投資見通しや少子高齢化の進展に伴う就業人口の推移を参考とする。)
- ▶ 本指針は、あくまでも現時点(2025年3月)における見通し及び一定の前提をもとに策定するも のであり、今後のCCUSを取り巻く状況の変化に応じ、不断の見直しを行っていくものとする。



# 



#### 2. 収支見通し

### (1)収入関係

#### ①技能者

- 建設業技能者数については、RICEの推計を基に、現時点における状況から就業者総数の6~7割程度が建設技能者と想定すると、2030年時点における技能者総数は概ね200万人代半ばから300万人の範囲内と見込まれる。
- 現時点の登録技能者数は約150万人であり、未だ相当数の未登録者が存在することを踏まえると、 新規登録技能者の伸びは鈍化しつつも継続するものと考えられる。一方、2028年からは技能者 更新も始まり業界外に退出する技能者も一定程度見込まれることから、中期的には一定の登録数 に達した以降は緩やかに減少するものと見込まれる。

#### ②事業者

▶ 事業者登録は相当程度進んできており、未だ一定の未登録事業者が存するものの、新規登録事業者は漸減していくものと見込まれる。

#### ③就業履歴

▶ 足元では2020年低位推計には達していないが、着実に増加を続けており、2024年度は、2023年度の目標値であった6,000万件に達する見込みである。CCUS利用拡大3か年計画等に基づき、国土交通省や関係機関、企業等において、今後、CCUSの利活用に向けた取り組みが広がることが期待されることから、就業履歴数は、2020年低位推計の到達目標である1.2億件に向けた数値目標を前提に見込むこととする。



# UP CCUSの中期的な事業運営のための指針(案)(3/5)



#### (2)支出関係

#### ①システム運用関係

▶ 次期システムが稼働した場合には、その後のシステム運用費については、現在よりは一定程度は低減することが見込まれるものの、現段階においては、その額を見通すことが困難であることから、現在の運用保守費(2024年度:13億円程度)が一定程度の伸びで増加していくと見込むこととする。

#### ②お問い合わせセンター関係

▶ 2020年以降、業務の合理化を行ってきたところであるが、問い合わせ件数は漸増傾向にあり、 今後も一定の費用増が見込まれる。

#### ③登録·審查業務関係

2020年以降、業務の合理化を行ってきたところであるが、上記技能者・事業者の見通しで示したように、新規登録数は漸減していく一方で、変更申請等は増加傾向にあることから、今後も一定の費用増が見込まれる。

#### ④カード発行業務関係

▶ 上記技能者の見通しで示したように、新規技能者登録数は漸減していく一方で、2028年度から 技能者更新登録が開始されることから、今後も一定の費用増が見込まれる。

#### ⑤窓口委託関係(認定登録機関等)

▶ 特に認定登録機関について、未設置の県の早期解消を目指すとともに、現在の登録状況や電話問い合わせを含めた実際の業務状況を踏まえ、委託のあり方について所要の見直しを行うこととするが、今後も一定の費用増が見込まれる。



# UP CCUSの中期的な事業運営のための指針(案)(4/5)



#### ⑥普及促進·管理関係

▶ 技能者アプリなど、新たな手法の活用による普及促進や、引き続き事業者・技能者、発注者向けの 説明会をきめ細かく開催するなど登録・運用サポートを強化していくとともに、技能者の能力向上 の促進に取り組むこととして一定の費用増を見込むこととする。

#### ⑦次々期システム更新等に向けた積み立て

一般に、システムは概ね5~10年程度で更新が必要とされていることから、他の財団等における 業務運営の手法を参考に、次々期システム更新等に向け、当面、一定の金額を積み立てることとす る。

### (3)収支

- ▶ 上記(1)(2)については、今後の状況に応じ弾力的な見直しを行っていく必要があるが、現段階においては、2025年度以降も毎年度一定の黒字を確保できるものと見込まれる。
- ▶ このような状況を踏まえ、次期システム更新を着実に実施していくことを前提に、更に建設技能者の能力向上を促進するなど担い手の確保・育成に資する事業の実施についても検討を進めていくほか、CCUSに関し、当財団に生じている53億円余の累積欠損(※)について、一定期間での解消を目指すこととし、当面、単年度黒字の範囲内で、毎年度の決算を踏まえて所要の対応を行うこととする。
  - ※ CCUSの運営は、事業開始から2020年度までは赤字が続き、2020年度末で累積欠損が53億円余となった。 2021年度以降、単年度黒字に転じているが、CCUS運営協議会において、これまでの単年度黒字はすべて 次期システム更新に充当することとされていることから、当該累積欠損が未処理となっているところ。



# PZ CCUSの中期的な事業運営のための指針(案)(5/5)





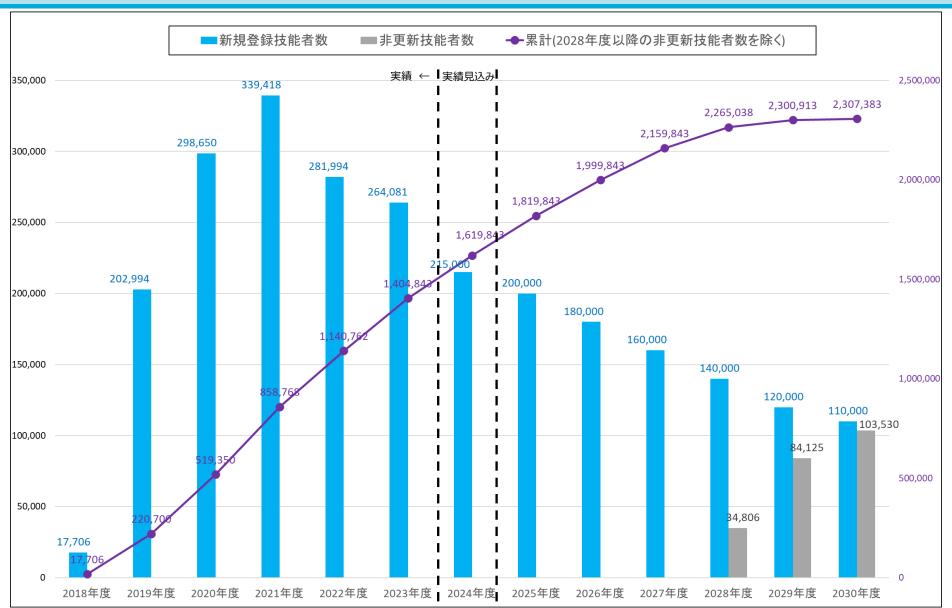
※2021年度以降の支出には、システム更新のための積立てを含む ※2023年度以降の収入には、事業者登録更新料を含む ※2028年度以降の収入には、技能者登録更新料を含む

年度		運用開始前	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
技能者登録数	(万人)	単年度	2万人	20万人	30万人	34万人	28万人	26万人	22万人	20万人	18万人	16万人	14万人	12万人	11万人
		累計	2万人	22万人	52万人	86万人	114万人	140万人	<b>1</b> 62万人	182万人	200万人	216万人	227万人	230万人	231万人
事業者登録数	(万社)	単年度	0.8万社	2.8万社	4.0万社	4.0万社	3.1万社	2.5万社	1.9万社	1.5万社	1.2万社	1.0万社	0.7万社	0.6万社	0.5万社
(一人親方際	除く)	累計	0.8万社	3.6万社	7.6万社	11.6万社	14.8万社	17.2万社	l 18.6万社	19.2万社	19.6万社	20.0万社	20.2万社	19.9万社	19.4万社
就業履歴数	(百万件)		0百万件	1百万件	9百万件	27百万件	42百万件	54百万件	60百万件	112百万件	120百万件	120百万件	120百万件	120百万件	120百万件



# 参考1】CCUSの中期的な事業運営のための指針(案) CCUS登録技能者数の推移







# 【参考2】 CCUSの中期的な事業運営のための指針(案)

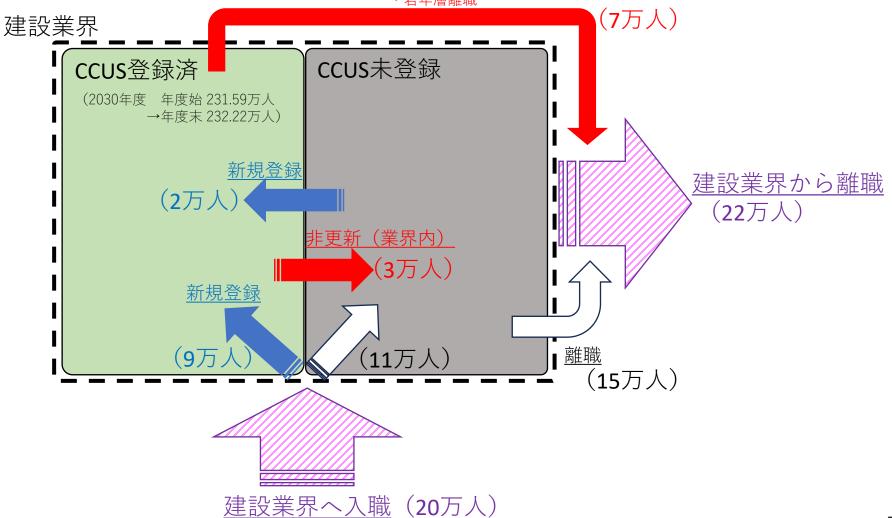
CCUS登録技能者イメージ図(想定:2030年度 年度始~年度末フロージ 建設業振興基金



#### 非更新 (業界外)

- ·帰国(技能実習、特定技能1号等)
- 高齢者引退(更新時70歳以上)

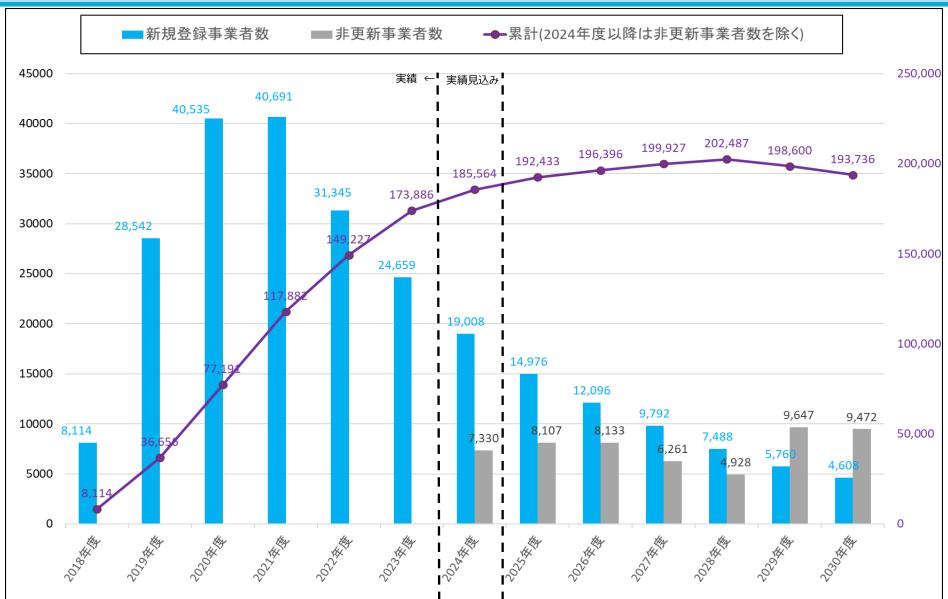






### 【参考3】 CCUSの中期的な事業運営のための指針(案) CCUS登録事業者数(一人親方除く)の推移



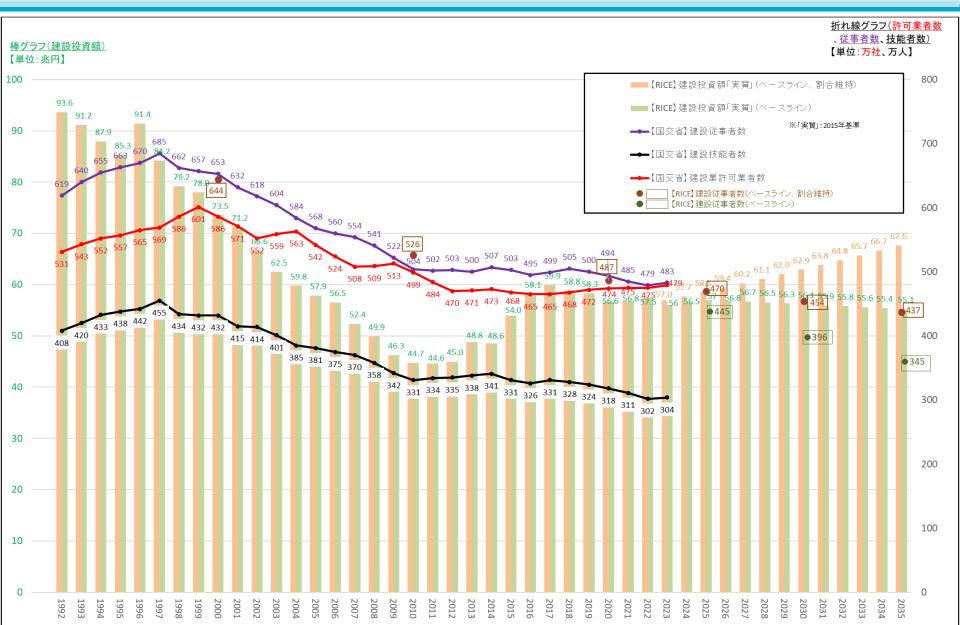


※2024年度以降の新規登録事業者数の推計は、2022年度及び2023年度の新規登録事業者数の前年度比の2か年平均「79%」と仮定し算出(一人親方を含む全事業者数から一人親方の構成率を 除外して算出)



# 【参考4】建設投資額、建設従事者数の推移







# (参考)料金改定後の試算②(2020年 低位推計)

2020年9月8日 第6回CCUS運営協議会 総会資料より抜粋

【試算の前提】

技能者登録 150万人(簡略型50%、詳細型50%)

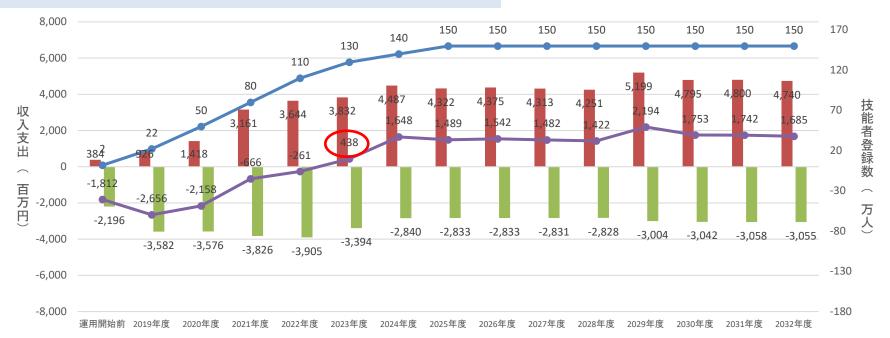
事業者登録 16万社

**タッチ数** 1.2億タッチ(250日就労でタッチ率3割強)



〇審査合理化・コスト削減案により、23年度から黒字化、 運営12年間で累積赤字が解消

〇収支が安定するため、次期更新投資余力も確保



#### ●低位推計(改定料金の試算ライン)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
技能者登録数(万人)	22 万人	50 万人	80 万人	110 万人	130 万人	140 万人	150 万人				
事業者登録数(万社)	4万社	7万社	10万社	13万社	15万社	16万社	16万社	16万社	16万社	16万社	16万社
タッチ数推移(百万タッチ)	1.6	7.2	20	38	60	78	112	120	120	120	120

──単年度収支 ──技能者登録(万人)

支出



# 2025年度の事業計画及び収支計画案



# 1. 2025年度の取組目標案

#### 1. 取組目標案

- ●「CCUSの中期的な事業運営のための指針(案)(以下、「中期事業運営指針(案)」))」における 2025年度の数値(技能者新規登録20万人、事業者新規登録1.5万社(一人親方除き)、事業者 更新3.2万社(一人親方除き)、就業履歴数112百万件)を基本とする。
- 本格運用開始から6年を経過し、CCUSの普及が相当進展してきたところであるが、7年目となる2025年度は、第三次・担い手3法においてCCUSの更なる活用等が関係法令等に位置付けられたこと及び CCUS 利用拡大に向けた3か年計画が策定されたことも踏まえ、引き続き事業者・技能者登録促進を図りつつ、就業履歴蓄積数の一層の増加をはじめとするCCUSの利活用促進に、協議会構成団体が一丸となって取り組み、目標の実現に向け最大限努力するものとする。

台】2024年度の取組目標と実績見込み											
<u>取組目標</u>	<u>実績見込み</u>										
10万人	21. 5万人(累計164万人)										
1万社	1. 9万社(累計19. 2万社)										
2. 5万社	25, 152社(2月28日時点申請数)										
7, 800万件	6, 068万件										
	取組目標 10万人 1万社 2.5万社										



#### 2. 事業計画案

#### 重点項目

- 事業者・技能者登録については、引き続き一定の進捗が見られるものの、地域や職種、資本金規模により登録率に差が生じていることから、登録率の低い地域や職種、資本金規模1000~5000万円の事業者等に重点化し登録促進を図る。併せて事業者登録の更新が確実に行われるよう働きかける。
- 就業履歴数については、2024年度の目標が未達の見通しの上に、2025年度の目標が2024年度目標より 更に3400万件増であることから、取組を昨年度以上に相当強化する必要がある。具体的には、昨年同様、 ①就業履歴のある技能者数を増やす、②技能者一人当たりの就業履歴数(タッチ数)を増やす、③就業 履歴を蓄積する事業者を増やすことを目指すが、これまで実施したアンケート調査結果や就業履歴分析 結果等を踏まえ、元請事業者の積極的な取組を促進する観点から、元請事業者の取組状況に応じたき め細やかな働きかけ等を引き続き行う。
- 併せて、特に技能者に対し、CCUSの魅力を実感してもらう取り組みを更に強化する。
- 運営協議会の各構成団体は、以上の点に重点を置いた取組を実施することにより、2025年度の取組目標の実現を目指して最大限努力するものとする。
- 加えて、運営主体は、運用コストの増嵩抑制等による安定的な運用や、システムの利便性向上などに引き続き取り組むとともに、次期システム更新に向けて調達手続きを進め、次期システム構築対応ベンダー 決定の後、基本設計・詳細設計、システム開発等を実施する。
- 以上の観点から、2025年度の事業実施に係る重点項目を以下の5項目とする。
- (1)地方、二次以下、設備・住宅関係などの技能者・事業者登録(事業者登録の更新を含む)の促進
- (2) 就業履歴の蓄積促進等の現場利用の推進
- (3)CCUSの更なる魅力の向上(特に対技能者)
- (4)システムの安定的な運用とコストの削減(機能改善・追加を含む)
- (5)システム更新



### 2. 事業計画案

- (1)地方、二次以下、設備・住宅関係などの技能者・事業者登録(事業者登録の更新を 含む)の促進
- ①登録サポートの充実
- ▶ 公共工事においてCCUSのインセンティブ措置の導入が遅れている地域や技能者・事業者登録率の低い 職種(設備、住宅など)、資本金規模1000~5000万円の事業者等に重点化した登録促進の働きかけ、サポートの強化。特に、運営協議会の各構成団体と連携し、傘下の団体・会員会社への個別働きかけの強化
  - ・ 説明会の支部単位での実施や、地場ゼネコンまたは地方公共団体からの依頼に基づく実施など、主催者 や開催形態にこだわることなくサポート
- ➤ 認定登録機関・登録支援機関、CCUS登録行政書士の適正な配置や認定アドバイザーの活用拡大
  - 認定登録機関の未設置5県の解消および認定登録機関・登録支援機関における運用効率化のための 委託内容の見直しを実施
  - 登録・運用サポートを担う認定アドバイザーの育成・活用
- ▶ 有効期限が到来する事業者に対するメール通知及びハガキ送付に加え、電話による案内を行うとともに、 元請事業者からの働きかけも含めた事業者登録更新の確実な実施
  - ・運営協議会各構成団体の傘下会員企業に対し、必要があれば下請事業者の更新状況リストを提示する等
- ②登録に係る利用者の負担軽減
- ▶ 厚生労働省のCCUS登録・利用に係る助成金の活用促進なども含め相談から登録・運用までワンストップでサポートするなど、CCUS認定アドバイザーを活用したユーザー向けサービスの向上
  - 社労士資格を有する認定アドバイザーによるサポート窓口の設置
  - 登録・運用サポートを担う認定アドバイザーの育成・活用
- > 登録基幹技能者DBとの連携による技能者登録申請の負担を軽減
  - ・ 登録基幹技能者の「修了証番号」をCCUSに登録することで、CCUS新規技能者登録時に、登録基幹技能者 の確認書類の添付を不要とするとともに、以後の登録基幹技能者更新情報も連携
- ➤ AIチャットボットの活用やFAQの充実による質問の未然解消など、スムーズな登録の促進



#### (2)就業履歴の蓄積促進等の現場利用の推進

- ①元請事業者の取組状況に応じたきめ細やかな就業履歴蓄積促進の働き掛け
- ▶ 就業履歴の蓄積経験はあるが、小規模現場等の理由で全現場での蓄積には至っていない元請個社を対象に、「安価なカードリーダー」「ロギング機能」「キャリアリンクかんたんスタートキャンペーン」「iPhoneのカードリーダー化」等の更なる活用の促進
  - ・ CCUS登録データの分析等を通じて、働き掛け対象となる元請個社を抽出し、個別に対応する等
- ▶ 未だ就業履歴の蓄積がない元請個社を対象に、認定アドバイザーが現場運用までサポートする事業の実施
  - サポート現場が市区町村発注工事の場合、当該事業を公共団体へのアプローチツールとしても活用
  - ・概要・運用実践説明会等の講師を認定アドバイザーに委託し、PC及びweb環境を備えた資格講座等を展開する機関の施設で「CCUS運用実践セミナー」を全国的に展開
- ▶ モデル工事を実施する元請個社を対象に、現場運用を直接サポートするとともに、当該事業者に取組方針 (ロードマップ)を策定してもらい、現場運用の他の元請事業者への横展開を図る
- ▶ サテライト説明会の現場運用相談への重点化
  - ・ 気軽に参加できるリモート説明会に加え、双方向型の説明会の特性を生かし、現場運用について経験の浅 いユーザーが躓きやすいポイントを抽出し広く展開するなど、円滑な現場運用につなげる
- ②就業履歴の蓄積促進に向けた多角的な取組
- ▶ 第三次・担い手3法においてCCUSの更なる活用等が関係法令等に位置付けられたこと及びCCUS利用拡大に向けた3か年計画が策定されたことも踏まえ、就業履歴蓄積を評価するなどCCUS活用モデル工事の取組の深化や、公共発注者支援機能、安全書類の出力機能等によりCCUS活用は受発注者双方にとって働き方改革に資することの周知など、市区町村を含めた公共発注者への働きかけを強化
  - ・ 就業履歴蓄積を評価するCCUS活用モデル工事の積極的な紹介およびサポート
  - ・公共団体、特に市区町村に向けた広報の工夫および積極的な展開
- 外国人技能者の適正な処遇確保や育成就労制度移行を見据え、外国人の就業履歴蓄積の促進
- ▶ 建退共(電子ポイント)との連携機能(元請一括・一次下請一括作業方式及びR方式)の利用拡大
- ▶ 教育訓練施設における就業履歴蓄積の取組の試行
  - ・ 富士教育訓練センターに加え、三田建設技能研修センター(兵庫県)における試行の継続



#### (3)CCUSの更なる魅力の向上(特に対技能者)

- ▶ 登録技能者がCCUSの利用を実感できる技能者向けスマートフォンアプリ「建キャリ」の普及促進
  - CCUS登録者の特典やタイムリーな情報の表示、QR・NFC活用、多言語対応
- ▶ CCUS登録技能者やその技能者を雇用する事業者の受注機会の拡大を目指し、発注者やエンドユーザーに対する訴求、認知度向上のため、YouTube活用のほか、SNS戦略を構築する等によるインフルエンサーとの連携等積極的な広報の実施
  - 業界関係者にとどまらず、発注者やエンドユーザーなど広く一般に向けCCUSの取組みを発信
  - SNSに加え、現場ステッカーの貼付推奨による認知度の向上
  - ・ CCUSの登録・運用が施工能力のアピールにつながる環境の醸成
- ▶ CCUS応援団による登録技能者・事業者向け特典の拡充、応援団HP、メールマガジン「CCUSメンバーズメール」及び「建キャリ」による積極的な情報提供等による登録インセンティブの拡大
  - ・ CCUS応援団のさらなる拡充
  - ・CCUS応援団HP開設により、「特典の利用拡大」と「より魅力的な特典の拡大」の好循環を生み出す 応援団参加や広告の有料化等によるユーザーへの利益還元方策の検討
- 建設技能者能力評価制度推進協議会や登録基幹技能者制度推進協議会等との連携強化による 能力評価制度の更なる普及促進
  - ・ 能力評価制度、登録基幹技能者制度とCCUSとの連携・整合性の強化
  - ・ 建設技能者能力評価制度推進協議会(企画分科会)での議論を踏まえ、簡略型から詳細型への変更の働きかけをはじめ、能力評価未対象分野の解消を目指す等、能力向上促進施策の充実強化を図る。さらに、可視化された能力評価や施工能力等を活用し、サプライチェーン全体でCCUSの活用を促進し、受注機会の拡大や処遇改善につながる取り組みを実施
  - ・技能者登録申請と能力評価申請のワンストップ化(同時申込み)の実施



#### (4)システムの安定的な運用とコストの削減(機能改善・追加を含む)

- データ量の増加に対応するための安定的な保守運用及び必要な改修の実施
  - ・稼働サーバーの運用の見直しなどコストの増嵩を最小限にとどめるための努力を継続しつつ、データ 量の増大等に対応したシステムの安定的な運用を確保するため、DBサーバの増設、NASサーバ (画像データの保管等)の増強及びAPIサーバの増強・構成変更やデータ集計を行うバッチ処理の性 能改善(メモリ消費の激しいバッチや長時間走行に陥っているバッチの改修)、建レコのバージョン アップを実施
  - ・クラウド環境が2025年8月末にサービス終了(2026年8月まで延長可)することに伴う新たなクラウド環境への移行を安全かつ効率的に実施することを引き続き検討
- ▶ 障害発生時における対応策の強化
  - ・現場の検索時等に発生する504エラー回避策の実施
- 外国人材の受入れ及びその適正化及び円滑化を図るための環境整備
  - 「特定技能制度に関する下請指導ガイドライン」において求められる「特定技能外国人現場入場届 出書」出力機能の開発
  - 作業員名簿における特定技能外国人の業務区分(建築、土木、ライフライン/設備)を表示できるよう 改修
- > API連携事業者等との間で、CCUSに登録された技能者基本情報等の共同利用の実施
  - ・ API連携事業者等との間でCCUSデータの共同利用に係る契約を順次締結し、技能者基本情報及び 事業者情報の共同利用等を進める
- ▶ 建退共との連携機能の利用拡大に向けた更なる利便性向上策の検討
  - ・ CCUSから建退共に連携する際の手順を簡素化する、CCUS未登録技能者の情報も追加して建退共 に送り込めるようにする等の方策を検討
  - 2025年度の建退共の就労実績報告作成ツールのWeb化に向けたシステム改修



#### (5)システム更新

● 2028年1月までに運用開始することを目指し、次期システム更新に向け調達手続きを進め、次期システム構築対応ベンダー決定の後、基本設計・詳細設計、システム開発等を実施する。

#### (6)運営委員会

- ▶ 四半期毎に運営委員会を開催し、技能者・事業者の登録、現場利用、収支等の状況を報告する
- ➤ 運営協議会各構成団体は、それぞれの取組目標等に基づく取組状況を、概ね半期毎にCCUS運営委員会に報告する
- ▶ 上記2点の報告等を踏まえ、必要があれば運営委員会において、取組の強化や新たな取組の検討を行う



# 3. 2025年度の収支計画案

### 3. 収支計画案

#### (1)収入計画の前提

- 各年度の収入計画は、「中期事業運営指針(案)」を基本としつつ、直近の登録・利活 用状況を踏まえ策定する。
- 2025年度については、技能者・事業者登録数は、「中期事業運営指針(案)」の数値とし、就業履歴数は、2024年度見込みが約6,000万件と、2023年度就業履歴目標値6,000万件(2020年低位推計)を概ね1年遅れで上回る状況であることを踏まえ、2024年度就業履歴目標値(2020年低位推計)の7,800万件とする。
- 収入計画の費目は、2024年度と同様、「技能者登録料」、「事業者登録料」、「管理者ID利用料」、「現場利用料」、「その他」の5区分とする。

#### (2)支出計画の前提

- 支出計画は2025年度の「中期事業運営指針(案)」を基本とする。
- 支出計画の費目は、2024年度と同様、「システム保守運用」、「お問合せセンター」、「登録・審査」、「カード発行」、「窓口委託」、「管理費・普及促進費」、「次期システム更新積立金」の7区分とする。
- 次々期システム更新等に向けて、当面、一定額の積み立てを行う。



# 3. 2025年度の収支計画案

# (3)収支計画

(単位:円)

L	又
j	V

内容	2024年度予算	備考	2025年度予算	備考
技能者登録料	370,000,000	10万人	740,000,000	20万人
事業者登録料	841,538,000	新規1万社+更新2.7万社	898,215,000	新規1.5万社+更新3.2万社
管理者ID利用料	2,293,804,000		2,437,727,400	
現場利用料	780,000,000	7,800万件	780,000,000	7,800万件
その他収入	28,080,000		28,080,000	
収入計	4,313,422,000		4,884,022,400	

# 支出

内容	2024年度予算	備考	2025年度予算	備考
システム運用保守業務	1,297,250,000		1,465,164,000	本体システム、建レコ、API連携、建キャリ
お問合せセンター業務	248,040,800		305,209,000	お問い合わせセンター
登録・審査業務	497,022,000		673,123,000	登録審査業務、、申請書作成費、料金収納等
カード発行業務	116,016,000		258,346,000	カード発行・送付
窓口委託業務	143,275,000		137,485,000	認定登録機関等委託費
管理費・普及促進費	768,338,000		986,285,000	事務所費・人件費、登録運用支援、認知度向上、能力向上等
次期システム更新積立金	1,050,000,000		500,000,000	次々期システム更新積立金
支出計	4,119,941,800		4,325,612,000	

収支 193,480,200 558,410,400

#### ※システムのクラウド環境移転に伴う費用は、現在ベンダーと協議中のため支出予算に未計上

(単位:千円)

次	7期システム更新費	~2024年度	2025年度~		
種	立額	4,725,000	0		
支	出額(見込み)				
	発注者支援業務	236,000	620,000 程度		
	システム構築費	0	3,500,000 程度(基準額)		
	その他(データ移行等)	5,800	280,000 程度		
	支出計	241,800	4,400,000 程度		
殍	額	4,483,200	83,200 程度		

# 国土交通省の取組について



① CCUS利用拡大に向けた3か年計画

# CCUS 利用拡大に向けた3か年計画(概要)

- これまでの5年間の取組を通じて、CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展。
- 〇 今後3年間で、<u>**改正建設業法に基づく取組と一体</u>となって、この土台を活用した<u><mark>処遇改善や業務効率化の</u> <u>メリット拡大</u>を図る。</u>**</u></mark>
- ●今回の「3か年計画」の位置づけ

CCUSの土台となる 技能者・事業者登録の拡大 【登録拡大フェーズ】 改正建設業法と一体となった、 処遇改善・業務効率化の拡大 【メリット拡大フェーズ】 処遇確保や業務効率化の 浸透・定着 【定着発展フェーズ】

#### 1.経験・技能に応じた処遇改善

○「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

#### 2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- ○CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- ○建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

#### 3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- ○技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- ○能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

<u>あらゆる現場</u>・<u>あらゆる職種</u>でCCUSと能力評価を実施技能者や建設企業が実感できるCCUSのメリットを拡充

# 1. 経験・技能に応じた処遇改善

#### (1)「労務費の基準」に適合した労務費・賃金の支払確保

- ・改正建設業法に基づき、「<u>労務費の基準」を踏まえた労務費を下請業者まで行き渡らせ</u>、その上で、下請業者には、CCUSの<u>技能レベルに応じた賃金(レベル別年収)の支払徹底</u>を求める。これらが実効性あるものとなるよう、「建設Gメン」が監視。(R7-)
- ・そのため、まずは<u>「労務費の基準」の作成</u>を進めるとともに、その活用方法についても検討を進める(R6-)
- ・また、標準約款に、適正な労務費・賃金支払へのコミットメントに関する条項(いわゆる表明保証)を追加することを検討するとともに、その検討に資するよう、発注者から元請に支払った労務費が技能者まで行き渡ることを担保する契約上の取組について検討・試行(R6-7)
- ・さらに、「建設Gメン」が発注者、元請、下請に対して、改正建設業 法に基づく新たなルールに係る取引実態を調査開始(R6-7)
- ・改正建設業法による労務費の確保と行き渡りがレベル別年収に見合う 賃金支払に結びつくよう、<u>「労務費の基準」とレベル別年収との数的関係を整理</u>(R6-7)
- ・上記のほか、「労務費の基準」とCCUSとの連携の在り方を検討

#### (2)CCUSレベル別年収の改定

・レベル別年収の示し方等について検討の上、令和6年3月から適用されている公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるCCUSレベル別年収へ改定(R6-7)

#### (3)CCUSレベルに応じた賃金支払の確認システムの構築

- ・適正な賃金支払の状況を簡便に確認するシステムの検討(R6-7)
- ・CCUSレベルに応じた賃金の支払状況を踏まえ、「建設Gメン」が労務費の行き渡りの確認と必要な改善指導(R7-)

#### (4)法定福利費の支払確保(社会保険加入の徹底)

・法定福利費についても、改正建設業法に基づく確保・行き渡りを検討し、CCUSにより確認される社会保険加入状況に応じて、「建設Gメン」が注文者に対して法定福利費の支払徹底を調査・指導(R7-)

#### (5)CCUSレベルに応じた賃金・手当制度の倍増

- ・CCUSレベルに応じた賃金・手当制度への支援の検討(R6-7)
- ・元請企業等によるCCUSの能力評価等を反映した手当支給の取組について、<u>事例数を倍増することを目標に、手当制度の充実を関係業界へ</u>働きかけ(R6-)

# (6) CCUSを活用した「技能者を大切にする適正企業」の評価向上・受注機会拡大

- ・CCUSレベルに応じた賃金・手当支払い等を行う<u>「技能者を大切にする適正企業」の自主的宣言制度を創設</u>した上で、宣言した企業を国交省HP等に掲載(R6)
- ・表彰、経審での加点等の<u>インセンティブの導入や推進目標の設定などを検討</u>、より水準の高い取組を行う企業の認証制度の構築 (R7-8)

#### (7)外国人材の適正な処遇の確保

・能力レベルに応じ日本人と同等の賃金支払を確認できるよう、特定技能外国人が就業履歴を蓄積し、能力評価を受けるようになる方策の検討(R6-)

#### (8)施工能力等の見える化評価の促進

・<u>施工能力等の見える化評価</u>の元請・発注者と連携した<u>見直し</u>及び高い 評価を受けた企業の受注機会拡大につながる方策の検討(R6-7)

### 2. 「共通のデータ基盤」としてのCCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

#### (1) 労務安全システムとの情報連携による事務の効率化

- ・<u>CCUS登録情報を労務安全システム側で利用可能</u>とし、データ入力作業等や安全書類(各種帳票等)の作成を効率化(R6)
- ・技能者を雇用する下請業者がCCUSに集約された入退場データを 活用して技能者ごとの出面管理ができるよう、労務安全システム との連携を推進 (R6-7)
- ・その上で、業界団体等から事務作業の課題を聴取し、さらなる効率化のための取組を検討・実施(R6-)

#### (2)施工体制台帳の作成・提出義務の合理化

- ・公共発注者への施工体制台帳提出を要しない場合として、CCUS と連動させて台帳記載事項が閲覧できる場合を位置づけ、広く<u>公</u> 共発注者に施工体制台帳の電子閲覧の導入を働きかけ(R6-)
- ・<u>民間工事</u>についても、発注者からの求めに応じて台帳を閲覧させる方法として、<u>「CCUSと連動させて台帳記載事項を閲覧させる</u>方法」を奨励(R6-)

#### (3)CCUSを活用した現場管理作業の効率化

・特定建設業者及び公共工事受注者によるCCUS活用を強力に推進するため、改正建設業法に基づく<u>ICT指針に、CCUSを活用した現場管理作業の効率化を位置づけ</u>(R6)

#### (4)技能者のCCUS登録情報の確認の簡素化 (スマホアプリ上での確認等)

- ・<u>技能者向けのスマホアプリ</u>開発により、就業履歴、資格、建退 共掛金の積立状況等を手元で確認できるよう対応(R6-7)
- ・CCUSに資格者証情報を登録した技能者が、<u>紙の資格者証の携</u> 行が不要となるよう対応 (R7-)

#### (5)CCUSと建退共との連携完結による事務の効率化

- ・CCUSからワンタッチで建退共の就労実績登録を可能とすることで、元請・下請における建退共事務を簡素化(R7)
- ・CCUSと連携した電子申請方式の普及を公共発注者に対して働きかけ (R6-)
- ・技能者の処遇改善に資する退職金共済制度のあり方を検討(R6-)

#### (6)適正な一人親方の確認の効率化

・CCUS上で経験等が十分でない一人親方を確認できる機能を追加し、適正な一人親方の確認事務を効率化 (R6-)

#### (7)現場管理への活用事例の横展開

・CCUSを活用した現場管理等の効率化について、個社の取組 事例を収集し、業界団体等と連携して横展開(R6-)

# 3. CCUSによる就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

#### (1)カードリーダー等がないために就業履歴を 蓄積できない現場の解消

- ・カードリーダーの無償貸与、就業履歴蓄積環境の整備に対する経審加 点等の支援の継続 (R6-)
- ・建設業者団体と連携し、安価なカードリーダーや電話発信、iPhone のカードリーダー機能での就業履歴登録等、<u>小規模現場向けの就業履</u>歴蓄積方法の周知を強化(R6-)
- ・元請が現場登録しない場合の就業履歴の蓄積のあり方について検討 (R6-8)

#### (2)公共工事・民間工事における就業履歴蓄積の推進

#### (i) 公共発注者に対する働きかけ強化

- ・受注者の<u>CCUS登録や就業履歴の蓄積を促すための取組が拡大するよう、地方自治体に働きかけ</u>るとともに、<u>取組状況を「見える化」</u>(R6-)
- ・<u>自治体工事</u>でもカードリーダー設置費用、現場利用料が費用計上されるよう、<u>直轄モデル工事における積算上の取り扱い等を例に導入を働きかけ(R6-)</u>
- ・就業履歴の蓄積状況に応じた<u>経審加点制度の創設を検討</u>(R6-7)
- ・地域の理解を踏まえた直轄Cランクのモデル工事を引き続き推進(R6-)

#### (ii) 民間工事発注者への周知啓発

・CCUSを活用することで<u>民間発注者に生じる具体的なメリット</u>をわかりやすく整理して周知徹底(R6-)

#### (3)技能者・事業者登録に係る事務負担の軽減

・CCUS認定アドバイザー、CCUS登録行政書士のわかりやすい紹介資料を作成し、周知(R6-)

#### (4)能力評価の拡充

#### (i) 能力評価の負担軽減

- ・能力評価手数料に対する<u>助成制度についてわかりやすく周知</u>し、制度 活用を促進(R6-)

#### (ii) 評価基準の策定·充実

- ・今後3年間で、<u>原則すべての技能者が能力評価基準の対象</u>となるよう 取り組むこととし、<u>専門工事業団体が行う基準案の策定を支援</u>(調査検 討費の助成等)(R6-8)
- ・工事の繁閑がある場合でも技能者の稼働率を維持可能とし、人材不足にも対応できるよう、<u>「多能工」に係る評価基準を作成する場合の統一ルールを策定</u>。各専門工事業団体のニーズに応じ、<u>「多能工」に係る能力評価の基準づくりを支援</u>。(R6-)
- ・各専門工事業の実態に応じてより的確に能力評価を行うことを可能とするため、現行の4段階の細分化や製造・加工現場で従事する技能者の扱い等について検討し、<u>ガイドラインを見直し</u>(R6-)
- ・住宅建築分野における能力評価基準の策定 (R6-7)

#### (5)技能者自身で能力評価申請ができる環境の構築

・<u>技能者自身が所属会社に頼らずに資格情報等の更新や能力評価の申請</u> 等を行えるアプリ等を開発 (R7-)

#### (6)求人情報サイト等を活用した能力評価の促進

・ハローワーク、求人・求職情報サイト掲載時にCCUSの技能レベルを記載できるよう関係機関に働きかけ(R6-)

② 令和7年3月から適用する 公共工事設計労務単価について

### 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

#### ポイント

- (1) 最近の労働市場の<u>実勢価格を適切・迅速に反映</u>し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

#### 全国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比; +6.0%

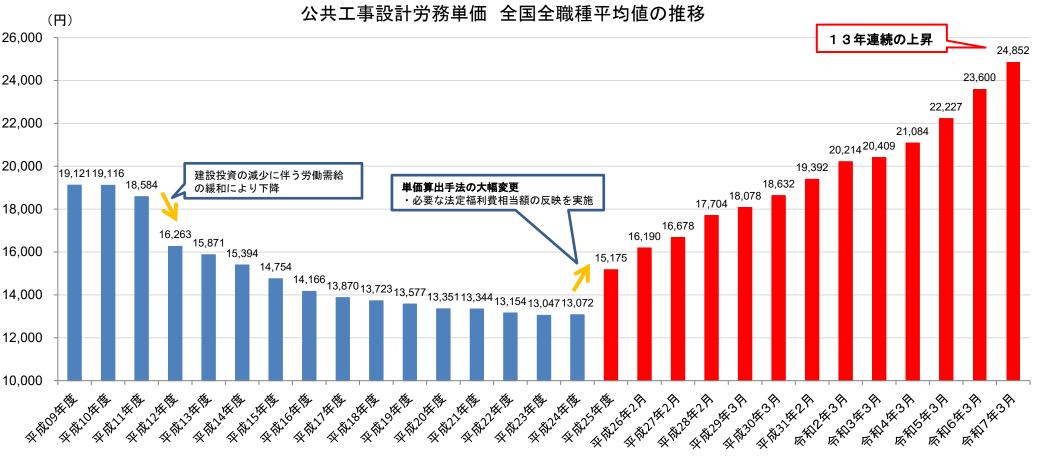
主要12職種※(23,237円) 令和6年3月比; +5.6%

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

#### 主要12職種

職種	全国平均值	令和6年度比	職種	全国平均值	令和6年度比
特殊作業員	27,035円	+5.6%	運転手(一般)	24,605円	+5.4%
普通作業員	22,938円	+5.3%	型 わ く エ	30,214円	+5.1%
軽 作 業 員	18,137円	+6.8%	大 エ	29,019円	+6.3%
と び エ	29,748円	+4.8%	左官	29,351円	+6.8%
鉄 筋 工	30,071円	+5.9%	交通誘導警備員A	17,931円	+5.7%
運転手 (特殊)	28,092円	+5.0%	交通誘導警備員B	15,752円	+5.7%

# 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について



参考:近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

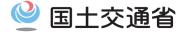
			H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全	職	種 -	+15.1% –	→ <b>+</b> 7.1% –	+4.2% -	→ <b>+</b> 4.9% –	→ <b>+</b> 3.4%	→ <b>+</b> 2.8% -	→ <b>+</b> 3.3% -	→ <b>+</b> 2.5%−	→+1.2% -	→ <b>+</b> 2.5% -	→ <b>+</b> 5.2% –	→ <b>+</b> 5.9% →	+6.0%	+85.8%
主要	12職	種-	+15.3% –	→ <b>+</b> 6.9% –	→ <b>+</b> 3.1% –	<b>+</b> 6.7% −	→ <b>+2.6</b> %	→ <b>+</b> 2.8% -	→ <b>+</b> 3.7% -	→ <b>+</b> 2.3%−	→ <b>+1.0</b> % -	→ <b>+</b> 3.0% -	→ <b>+</b> 5.0% –	→ <b>+</b> 6.2% →	+5.6%	+85.6%

注1)金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。

注2)平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

# 建設業団体との賃上げ等に関する車座(R7.2.14)



### 開催概要

日 時:令和7年2月14日 18:20~18:50

出席者:石破内閣総理大臣、赤澤新しい資本主義担当大臣、中野国土交通大臣、

橘内閣官房副長官、青木内閣官房副長官、森内閣総理大臣補佐官、矢田総理補佐官

出席団体:日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

- 技能者の賃上げについて、(略) <u>民間工事も含め、「おおむね</u> 6%の上昇」を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること、
- (生産性向上について、)(略)省力化投資促進プランも踏まえ、各団体において、具体的な目標・期限を定めた計画を早急に策定し、(略) **業種・職種に応じた効果的な取組を推進する**ことを国土交通省と建設業団体との間で申し合わせ。

#### 石破内閣総理大臣から、

● 申合せをした目標の実現に向け、**建設業法等の改正法の活用** や価格転嫁の取組、標準労務費の設定を進めるようお願いする ほか、建設業が、「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる、かっこいい」新4Kの実現を目指して、全力で取り組んでまいりますと の発言。





車座対話の様子

③ 第三次・担い手3法について

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号 令和6年6月14日公布

資材高騰分の転嫁

労働時間の適正化

現場管理の効率化

2次下請

2次下請の 技能労働者

賃金

賃金の引上げ

### 背景·必要性

- ・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
- (参考1) 建設業の賃金と労働時間 (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
  - 建設業<sup>※</sup> 417万円/年 全産業 494万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%) [H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)
- ・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、 処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

担い手の確保

1次下請 自社 経費

労務費

処遇改善

労務費への

しわ寄せ防止

働き方改革

生産性向上

材料費

下請

経書

労務費

著しぐ

下回る

見積り・ 契約を

禁止

標

体準労務費.

勧告

労務費確保のイメージ

著しく

下回る 見積り・労務費

契約を

禁止

#### 概要

#### 1. 労働者の ○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

- ➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- ○標準労務費の勧告 ・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- ○適正な労務費等の確保と行き渡り
  - ・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止 ■ 国土交通大臣等は、**違反発注者に勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- ○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

# 2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- ○契約前のルール
  - ・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
- ・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- ○契約後のルール
- ・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って<mark>契約変更協議</mark>を申し出たときは、注文者は、<mark>誠実に協議に応じる努力義務※</mark> ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる<u>義務</u>

#### 3. 働き方改革と生産性向上

- ○長時間労働の抑制
  - ・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ○ICTを活用した生産性の向上
  - 現場技術者に係る専任義務を合理化(例, 遠隔通信の活用)
  - ・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有) **➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化** ※ 多くの下請業者を使う建設業者
  - ・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)







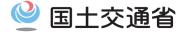




タブレットを用いて 情報共有を円滑化



# 第三次・担い手3法に係るCCUSの位置づけ



〇第三次・担い手3法において、生産性向上や処遇改善の観点から、施工体制台帳提出義務の合理化や 建設業者による処遇確保等に係る改正がなされ、関係省令等においてCCUS活用を位置づけ

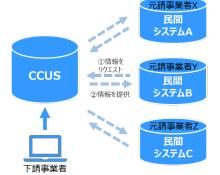
#### 公共工事における施工体制台帳提出義務の合理化

- 〇入契法上、義務とされている公共工事における施工体制台帳の写しの提出について、システム等で直接発注者が 施工体制を参照できる場合には、提出義務を免除。(入契法第15条第2項)
- 〇システム等として、「建設キャリアアップシステム」を法令上明記。(入契法施行規則第2条)
- 〇入契法適正化指針や品確法基本方針、ICT指針等において、公共発注者における活用を明記。



#### ICTを活用した現場管理の効率化

- ○改正建設業法において、<u>特定建設業者や公共工事の受注者に対し、ICTを活用した効率的な現場管理を</u> <u>努力義務化</u>。(建設業法第25条の28)
- 〇当該措置に関し、国が定める「指針」(※1)において、取り組むことが望ましい事項として、「CCUSの活用 促進」(※2)を位置づけ。
  - ※1 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針(ICT指針)
  - ※2 ICT指針において、以下のようなCCUS活用促進を明記
    - ・事業者登録、技能者登録、現場・契約情報の登録、施工体制の登録、就業履歴の蓄積等の一層の推進
    - ・元請業者のカードリーダー等利用環境の構築、下請業者に対する利用の働きかけ
    - ・CCUSと施工管理システムとの連携機能を活用した、事務作業や現場管理の効率化 等



#### 現場技術者の専任義務の緩和

- 〇改正建設業法において、**現場技術者の専任義務について、一定の要件に合致する工事に関して兼任を可能**とする制度を創設。 (建設業法第26条3項)
- ○要件のうち、工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置として、CCUS等を望ましい措置として明記。

#### 建設業者による処遇確保

- 〇改正建設業法等において、<u>技能者の知識や技能等に応じた適切な処遇の確保</u>を、建設業者に対して努力義務化。(建設業法第25条の27 第2項、品確法第8条第4項)
- 〇品確法基本方針において、CCUSの利用促進等により、技能労働者が有する技能や経験に応じた適切な処遇を受けられるよう労働環境の改善に努めるよう明記。



人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステムに係る助成金の見直しについて

厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課 建設•港湾対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

#### 人材確保等支援助成金 建設キャリアアップシステムに係る助成金の見直し概要

#### 制度見直しの趣旨

建設キャリアアップシステム(CCUS)は、技能者の能力・経験等に応じた適切な処遇改善につなげることを目的としており、助成金により普及促進に取り組んできた。

CCUSの技能者登録数は全国の建設技能者の半数を超え、普及が一定程度進んだことから、CCUSのレベルに応じた処遇改善を進めるため、次の段階として中小建設事業主を対象に、CCUSを活用した雇用管理改善の取組に対する支援を行う。

一方、未登録の技能者も一定数存在するため、技能者登録料等の手数料の支援については令和7年度に限り実施する。

#### CCUS等普及促進コース(R4~R6)

建設労働者の入職促進及び処遇改善を図るため、CCUSや建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度の普及促進事業を行う建設事業主団体を支援する。

- ア. CCUS等登録促進事業
- イ. CCUS等登録手続支援事業
- ウ. 就業履歴蓄積促進事業

#### ① 助成対象者

建設事業主団体

#### ② 対象事業

- ア. 中小構成員等に技能者登録料等を助成する取組
- イ. 中小構成員等の手続きを支援する取組
- ウ. 中小構成員等におけるカードリーダー等の導入を 促進する取組

#### ③ 支給額

対象経費の2/3 (中小以外の場合は1/2)

#### <支給上限額>

一事業年度あたり、全 国 団 体:3,000万円

都道府県団体: 2,000万円 地 域 団 体: 1,000万円

#### **CCUS等活用促進コース(R7~)**

#### 雇用管理改善促進事業

技能者の能力・経験に応じた適切な処遇を目的として、中小建設事業主が 実施するCCUSを活用した雇用管理改善の取組を支援する。

#### ① 助成対象者

中小建設事業主

※ 雇用管理改善を進める必要がある中小建設事業主に支援を重点化。

#### ② 支給要件

ア 雇用する技能者全ての技能者登録が完了していること イ レベル判定で昇格評定を受けた技能者の賃金を5%以上 増加させていること(賃金改定の前後1年間で比較)

#### ③ 支給額

レベル判定で昇格評定を受け、賃金を5%以上増加させた 技能者の数×16万円

<支給上限> 一事業年度あたり、160万円(16万円×10人) ※ 各技能者について一つの昇格評定につき1回申請可。

#### 普及促進事業 ※令和7年度限り

CCUS等普及促進コースのうち、「CCUS等登録促進事業」を継続したもの。 建設事業主団体が中小構成員等に対し、技能者登録料、レベル判定手数料等 の全部または一部を補助する事業を支援する。

なお、①助成対象者、②対象事業、③支給額は従前と同様。

•

#### 令和7年度 建設事業主等に対する助成金(建設キャリアアップシステム(CCUS)関連の助成金一覧)

- 1(1)中小建設事業主が技能者の能力・経験に応じた適切な処遇を目的として実施するCCUSを活用した雇用管理改善の取組を実施した場合に係る経費を助成
- (2)建設事業主団体が中小構成員等に対しCCUSの普及促進に資する事業を実施した場合に係る経費を助成 (令和7年度創設)
- 2 建設事業主団体がCCUSに関する研修会・講習会の開催など評価・処遇制度の普及等に関する事業を実施した場合に係る経費を助成 (令和元年度創設)
- 3 建設事業主がCCUS技能登録者に技能実習を受講させた場合の賃金助成の単価を割増して助成(時限措置を令和7年度も延長)

# 1 人材確保等支援助成金 (建設キャリアアップシステム等活用促進コース)

#### (1)雇用管理改善促進事業

- 助成対象者 中小建設事業主
- ・対象となる事業

技能者の能力・経験に応じた適切な処遇を目的とした、CCUSを活用した雇用管理改善の事業

- 支給要件
  - ①雇用する技能者全ての技能者登録の完了 ②レベル判定で昇格評定を受けた技能者の賃金
  - を5%以上増加
- 助成額

レベル判定で昇格評定を受け、賃金を5%以上 増加させた技能者の数 × 16万円

上限額(事業主ごと一年度あたり)

# 160万円(16万円 × 10人) (2)普及促進事業(令和7年度限り)

- 助成対象者 建設事業主団体(※1)
- 対象となる事業

建設事業主団体が、中小構成員等(※3)に対し 事業者登録料(※)や技能者登録料、レベル判定 手数料、見える化手数料を補助する事業 (※)原則、技能者登録と一体の場合に限る。

・助成額

建設事業主団体が負担した経費×助成率

• 助成率

中小建設事業主団体(※2) 2/3 上記以外の建設事業主団体 1/2

・上限額(団体ごと一年度あたり)

全国団体 :3,000万円 都道府県団体 :2,000万円 地域団体 :1,000万円

#### 2 人材確保等支援助成金 (若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース)

- •助成対象者 建設事業主団体(※1)
- 対象となる事業

CCUSの普及を目的とした研修会・講習会の開催など 建設技能者の評価・処遇制度の普及等に関する事業

助成額

建設事業主団体が負担した経費×助成率

• 助成率

中小建設事業主団体(※2) 2/3 上記以外の建設事業主団体 1/2

• 上限額

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース内における他の事業も合計した1団体における事業年度(4/1~3/31)の上限額

全国団体 :3,000万円 都道府県団体 :2,000万円 地域団体 :1,000万円

# 3 人材開発支援助成金 (建設労働者技能実習コース)

- 助成対象者 中小建設事業主
- 対象となる技能実習
- ○安衛法による教習及び技能講習、特別教育
- 〇能開法による技能検定試験のための事前講習
- 〇建設業則による登録基幹技能者講習
- ○教育訓練給付金の対象となる技術検定に関す る講習 等
- · 賃金助成額単価
- ① 労働者数20人以下の中小建設事業主

【通常】8,550円/人日



【CCUS登録者】9,405円/人日(1.1倍)

② 労働者数21人以上の中小建設事業主

【通常】7,600円/人日



#### 【CCUS登録者】8,360円/人日(1.1倍)

- ※ 令和元年度創設
- ※ 令和2年度単価改訂·時限措置延長
- ※ 令和3年度時限措置延長
- ※ 令和4年度時限措置延長
- ※ 令和5年度時限措置延長
- ※ 令和6年度時限措置延長
- ※ 令和7年度時限措置延長
- ※1 建設事業主団体 :構成員のうち建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主のうち雇用保険の保険 関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上の団体
- ※2 中小建設事業主団体:建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合
  - が2/3以上の団体
- ※3 中小構成員等 : 建設事業主団体の構成員である中小建設事業主及び一人親方のほか、構成員と元下関係になるなど 直接関係のある中小建設事業主及び一人親方

# 応急仮設住宅建設現場における就業履歴蓄積の取り組み

# 【全国建設労働組合総連合】

#### 1. 全木協の設立と応急仮設住宅建設の取り組み

〇(一社)全国木造建設事業協会(全木協)の設立

2011年3月に発災した東日本大震災での木造応急仮設住宅建設の経験を経て、今後の災害時の応急仮設住宅の提供等に迅速に対応するために、(一社)JBN・全国工務店協会と、全国建設労働組合総連合(全建総連)により2011年9月に(一社)全国木造建設事業協会(全木協)を設立。東日本大震災大震災以降、3000戸超を建設。大工工事は全建総連が担っている。

#### 〇応急仮設住宅の種類

「建設型応急住宅」と「賃貸型応急住宅(みなし仮設)」の2種類。建設型は、プレハブ住宅、木造住宅、ムービングハウス(トレーラーハウス)に分類される。熊本地震以降、災害公営住宅への転用も想定した木造の建設型(ベタ基礎)の活用が増加している。



#### 2. 2020年の熊本豪雨以降の実績

〇熊本豪雨(2020年7月)

建設戸数612戸 大工就労者492人 技能者登録43人(登録率8.7%) 就労履歴蓄積数565日 ※国交省住宅局の補助事業を活用して「住宅建築現場及び建築大工等へのCCUS普及促進事業」を実施し、初めてカードリーダー(建レコ)とスマホアプリ(イージーパスエア)を活用した就労履歴の蓄積を行う。主幹事工務店(元請)に事業者登録を義務付け。



建設戸数623戸 大工就労者809人 技能者登録211人(登録率26.1%) 就業履歴蓄積4566日

〇山形·秋田豪雨(2024年7月)

建設戸数36戸 大工就労者81人 技能者登録3人(登録率3.7%) 就業履歴蓄積20日

○奥能登豪雨(2024年9月)

建設戸数156戸 大工就労者173人 技能者登録70人(登録率40.5%) 就業履歴蓄積813日 ※2025年1月末現在

注) 岩手県大船渡市での山林火災を受けて、40戸の応急仮設住宅を建設予定。就労者は技能者登録を義務付ける 方向で検討中。



